

午前十時一分 開議

○古川委員長「ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○田中委員「皆さん、おはようございます。自由民主党の田中秀和でございます。今回、質疑に当たります。この委員会に様々な議案が提出されております。その点から四項目について少し伺いをしたいなと思いますので、よろしく願います。

まず、問一の林業の振興について伺います。

佐賀県の山では、戦後に植林された杉やヒノキが長い年月をかけて育成され、森林資源はかなり充実してきていると思っております。

このような中で、私の地元の木材市場では、建築用の丸太だけでなく、木質バイオマス用の丸太なども取引されており、木材の需要が多様な用途に広がっているなど実感しております。

県では、ウッドショックを契機に、「さがの林業再生プロジェクト」を開始され、地域の森林組合や林業事業体の多くが、このプロジェクトの支援を活用して木材の生産や森林の整備を進められています。

私は、この常任委員会の隣県視察で「くまもと林業大学校」を訪問した際、特に林業では伐採などの実践的な技能習得の必要性を感じたところであり、佐賀県においても、技能習得を含めた林業担い手の育成が重要だと考えています。

また、木材生産のために森林の伐採が増加していく場合には、伐採後に必要な植林、いわゆる再造林も増加することから、伐採だけでなく、再造林を行う人材の確保も求められています。

さらに、伐採者と造林者が連携するなどして、地域で適正に管理された森林

から生産される木材を安定的に供給できる体制を構築することで、森林資源の循環利用が図られ、将来的には森林認証制度などの取組へつながればと考えています。

そこで、「さがの林業再生プロジェクト」について伺いをいたします。

「さがの林業再生プロジェクト」は、どのような目的で開始されたのかを確認させていただきます。

また、このプロジェクトは、林業の生産性を高めるために、第一弾では林業機械の導入促進、第二弾で森林施業の集約化、第三弾で人材の確保、育成などに取り組まれています。どのように取り組んでいるのか伺いをいたします。

○吉良農林水産部副部長「林業振興に係ります。さがの林業再生プロジェクト」の目的、それから取組状況についてお答えさせていただきます。

まず、目的でございますが、令和三年のウッドショックを契機といたしまして、生産性の向上によります森林組合などの経営基盤の強化や、林業就業者の待遇改善、さらには、これからの林業を担う人材の確保、育成を目的といたしまして、「さがの林業再生プロジェクト」を展開しているところでございます。

委員からお話もありましたように、三つの取組がございます。

これまでの取組につきましては、第一弾といたしまして、国の補助事業の対象とならない林業機械の導入支援、これは林業機械で十台ほど導入しております。

第二弾といたしまして、森林組合などが行います小規模で分散している森林の集約化に対する支援を行っております。集約化では、森林組合などが地元の集落の説明会の開催ですとか、土地の境界を確認するためのGPSの機器の導入などを支援しているところでございます。

そして、第三弾では、林業の即戦力となります人材の確保、育成を目的といたしました「さが林業アカデミー」を開校しております。これは、「知る」、

「触れる」、「学ぶ」の三つのステップで取り組んでおります。

少し具体的に申し上げますと、一つ目の「知る」では、林業の作業内容や雇用状況、あるいは移住支援などを紹介する林業就業セミナーの開催。二つ目の「触れる」では、作業現場の見学や作業体験などを行う林業体験会の開催。三つ目の「学ぶ」では、チェーンソーや高性能林業機械の資格取得や実践研修を行います林業講習会の開催などによりまして、林業が未経験であっても就業できるような仕組みとなっております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱ 副部長、御答弁ありがとうございます。「さがの林業再生プロジェクト」では、三つの大きな柱で様々な支援をされているということで、それぞれ成果も、少しずつですが、上がっているのではないかとというふうに私も実感しているところであります。

大切な森林を未来につなぐために森林・林業の好循環を創出し、木材の生産や森林の整備にさらに取り組まれていくことを期待しているんですけども、その中で少し気になるのが、人材確保、育成の専門的な技能習得の件でございます。

「さが林業アカデミー」について今少し詳しく説明されたのも、僕の観点はそのだよということを言っていたからかなと思いましたが、次の質問で少し重なる答弁にもなるかなと思いますが、その点については、また少し詳しく答弁していただければと思います。

この委員会でも一月に「くまもと林業大学校」を視察する機会を得ました。この学校は、二〇一九年四月に開学し、新規就業者育成コース、従事者・経営者育成コース、自伐林家育成コース、林業体験・学習コースの四つのコースがありまして、受講者のニーズに応じて選択して入校できる、そういう学校になっています。就業率も一〇〇％であり、新規就業希望者向けの林業に必要な技術

と現場力を身につける即戦力になる人材育成に取り組まれています。

そこで、先ほど佐賀県では「さが林業アカデミー」で育成をしているという話もあっていましたけれども、そこで育成されている人材、また、そのほかにも技能習得の取組を行っておられるのか、その点について伺いたいと思います。

○吉良農林水産部副部長Ⅱ 専門的な技能習得につきまして、「さが林業アカデミー」のほかに佐賀県でどんなことをやっているのかというところでお答えさせていただきます。

まず、林業を再生していくためには、やはり専門的で高度な知識、技能等を有しまして安全かつ効率的に作業を行うことができる人材の育成が重要だと考えております。

このため、「さが林業アカデミー」のほかに林業試験場の林業専門技術員が中心となりまして、森林組合等に雇用されております現場技術者などを対象といたしまして、伐採や道づくりの技能向上を図る研修なども行っております。

少し御紹介いたしますと、熊本県で四つのコースがあるということでお話がありました。佐賀県でも「さが林業アカデミー」のほかに、現場技術者向け、林業経営体の育成者向けの具体的な研修、それから、林業の体験としまして高校生を対象といたしました林業就業促進のコース、それから、個人の林業者向け、林業研究グループですとか、あるいは自治会向けの研修なども行っているところでございます。

ですから、熊本県さんの取組もすばらしかったですけれども、私たちもしっかりやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱ そうですね、副部長も視察に同行していただきました。本当に林業を取り巻く人手不足、技術者不足、後継者不足は、喫緊の課題となっております。

ます。佐賀県でも「さが林業アカデミー」のほかにも取り組んでいただいているということで、試験場での技術者育成のコースもあると。そこでは熊本にあるように、それぞれのニーズに合わせた取組、講習もやっているということでございます。

十一月の令和五年度決算委員会の課長の答弁を少し引用させていただきますが、佐賀県の担い手の現状を見てみますと、県内の森林組合などに就業している林業の担い手の数は、平成二十五年度の三百五十八人から令和五年度は二百五十人と十年間で百人減少しているということです。ただ、十年間で見てみれば、令和五年度は前年度から若干増加したという答弁がなされておりました。多分、令和六年度はと聞いても、まだ集約されていないと思いますので、それはもう聞きませんが、これからその成果が五年、六年と上がってくるんじゃないかなと私は大いに期待しているところでございます。

ここに新聞記事があるんですが、（資料を示す）これは令和六年十月十八日の熊本日日新聞の記事であります。これによりますと、「くまもと林業大学校」では、これまでの一年単位の既存課程に加え、新たに二年制コースを新設するという、熊本大学の「くまもと林業大学校」の在り方検討委員会からの報告を受けて、熊本県が、じゃ、それでやっていこうと了承したという内容の記事でございます。

このように、熊本県では、「くまもと林業大学校」の研修課程を変えて充実させて、そして、森林関係者の育成を図っていこうというさらなる強化検討をなされて、担い手育成に取り組んでいこうという思いを私は感じたところでございます。

ぜひとも、「さが林業アカデミー」におかれましても、また、先ほど言われた試験場での研修においても、ここにとどまることなく新たな展開をして、さらに上を目指して頑張っていたいただきたいと思います。その点についてお答え

をいただければと思います。

○吉良農林水産部副部長Ⅱ「くまもと林業大学校」については、一年講習から、さらに二年講習に増やしていくということでお伺いをしております。そのことについて少し触れさせていただきます。

私も佐賀県では、「さが林業アカデミー」をやっております。そこで五名程度の新規就業者の確保、それ以外にも就業者を少しは確保しております。そういった中で新規就業で森林組合などに入られた後は、国の事業で「緑の雇用」事業というのがございます。こちら、いわゆるOJT方式で森林組合の既存の現場技術者の方から新規就業者の方が学ぶという制度でございます。国のほうから一人当たり月九万円ほどの支援があるというふうに認識しております。そういった制度もございます。

ですから、熊本県さんの「くまもと林業大学校」の取組等につきましては、私もがやっている現在の取組等を確認しながら、いろいろ研究していく必要があるかなと思っております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱよろしくお願いいたします。

では、事業とあわせて、「次代へつなぐ森林再生事業」も絡んだ事業展開になっていると思いますので、その質疑に進ませていただきたいと思います。

次代へつなぐ森林、「森林」と書いて「もり」と読むそうですので、「次代へつなぐ森林再生事業」についてお伺いをいたします。

この事業は、四千七百十一万九千円で当初予算が計上されています。森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるために、自力による間伐等を支援し、荒廃森林の拡大防止を図るとともに、花粉を発生させる杉林の伐採や荒廃森林伐採後の再造林や下刈りを支援して、「サガンスギ」などへの植え替えを促進する事業とあります。あわせて、新たに伐採と再造林に係る連携や省力化を支援

し、再造林の推進を図る拡充事業が今回提案をされております。

そこで、「次代へつなぐ森林の再生事業」について、これまでどのように取り組んできたのかお伺いします。また、拡充の背景はどのようなものかお伺いをいたします。

○吉良農林水産部副部長Ⅱ「次代へつなぐ森林再生事業」の取組状況と拡充の背景についてお答えいたします。

取組状況につきましては、委員からも御説明がありましたけれども、この事業につきましては、地理的条件が悪い森林などの荒廃防止や収穫時期を迎えた森林の植え替えなどを推進し、豊かな森林を次世代へつなぐことを目的といたしております。

具体的に急傾斜地などの地理的条件が悪い森林における間伐の支援ですとか、自力による間伐の支援、それから、花粉を発生させる杉林の伐採と伐採後に行う植林や下刈りの支援を行っているところでございます。

そして、拡充の背景でございますが、ウッドショックが起きました令和三年度には木材価格が上昇いたしましたして、森林の伐採が前年度の約三倍に増加しております。その後、県内では伐採後の植林が遅れるケースも見受けられたところ です。

また、植林や下刈りに係る人件費や機械代、苗木代などの森林所有者等の費用負担が大きいことや、今後、伐採が増加した場合に人手不足により植林がさらに遅れることも懸念されたところでございます。

このようなことから、伐採する方と植林する方が異なる場合などにおきまして、連携強化や、植林作業の省力化が必要と考えまして、事業の拡充を行うこととしました。今議会の議案に拡充を提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○田中委員Ⅱありがとうございます。これまでの取組と、今回、拡充した背景をお聞かせいただきました。今回、私は人手というところ、担い手というところに着目しながら質問させていただいていますが、現場では、よく「再造林する人がいない」と。このフリーズは、この後も何回も出てくると思うんですが、そういった中でやはりしつかりとした仕組みをつくっていくという観点から、この拡充も予算化されたのかなと思います。

そこで、具体的にこの拡充事業については、どのような事業内容、事業を展開しようと思われているのか確認をいたします。

○吉良農林水産部副部長Ⅱ「次代へつなぐ森林再生事業」の拡充の内容についてお答えいたします。

伐採後におきまして、「サガンスギ」などの植林を円滑に進めるための連携支援対策といたしまして三つ申し上げますと、一つ目は、伐採と植林の計画から実施までの工程調整、これは伐採者と造林者の工程調整とかになってくると思います。二つ目は、伐採後に山に残っております丸太の端材の整理や処理に対する支援。そして三つ目は、植林を行います担い手の確保のための調整や現場の技術指導などを支援することとしております。

また、植林などの省力化対策といたしまして、苗木を植えるための穴掘り機や下刈り用のラジコン式草刈機など、作業を軽減できる機器の導入を支援することといたしております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱありがとうございます。この拡充事業について三つ挙げていただきました。計画の工程調整、そして丸太の端材への支援、それと担い手の指導、こういったことで伐採者と造林者の業務連携をしつかりと強化させることによってネットワーク化に取り組んでいく、そのような事業が展開されるというふうにお伺いしています。

このネットワーク化については、ぜひ早急に取り組んでいただきながら、現場の方々の声に応えられるような仕組みができていくと大変ありがたいなと思っています。

そういった中で、森林認証制度の活用についてということで、今回、三項目に提案をさせていただいています。

これは、日頃、山の話に関係者の方々としていくと、一つは、木材が建築用からバイオマス燃料の需要も多く出てきて、自伐林の再造林の方々というか、そういった方々の意欲がなくなってきたいるんじゃないかなとか、また、森林組合さんは仕事をいっぱい抱えておられて、そういう自伐林のところまで行かないし、なおかつ下刈りや再造林をする森林組合以外のところに意識が、そこに人手不足で行かないような状況になっているんじゃないかなとか、また、そういう中で、再造林がもう追いつかんよねというマイナーな話ばかり聞かえてきて、今、県が取り組まれているような事業をもっとPRしながら、関係者はもとより、ネットワークの皆さんにそれが分かる一つの連携として、この森林認証制度というのは、いろんな方を巻き込む制度として取り組まれていくんじゃないかなという声をいただく機会を今回得ました。

そこで、この森林認証制度の仕組みがどのようなものなのか。ガイドブックを見てイメージ的には分かるんですけども、まずそこを一点と、そして、この制度を県ではこれまでどのように取り組まれてきたのか、この点について伺いをしたいと思います。

○吉良農林水産部副部長⇨森林認証制度などの活用についてお答えいたします。
仕組みと県の取組状況でございます。

まず、制度の仕組みにつきましては、森林認証制度、これは適正に管理されている認証森林から生産されます木材の生産、流通、加工の過程で分別管理を行いまして、それを消費者がその取組を意識しながら選択的に購入することで

持続的な森林経営を支えていく仕組みであるというふうに認識しております。こちら、第三者機関が認証を行うようになっております。国際的な例といたしましては、ヨーロッパのほうから発達しました森林管理協議会という、時々、木材製品に「FSC」と書かれているものがございますが、そういったものが認証制度の一つでございます。

そして、県の取組状況につきましては、森林資源がこうして充実していく中で、適正な管理による森林経営の模範を示すために、平成二十八年十一月に初めて本県の多良岳県有林の森林認証を取得したところでございます。

この取組は、森林認証の代表的な取組としまして、令和三年に開催されました東京オリンピック・パラリンピックのメイン会場となりました新国立競技場の建設に当たりまして、全国から集められた認証木材が使用されたところでございます。本県からも多良岳県有林から産出しました認証木材を提供いたしまして、私どもも、この森林認証制度に関する知見などを得たところでございます。

以上でございます。

○田中委員⇨森林認証制度の取組について御答弁ありがとうございます。一番最初に、この制度が、高度に、適正に管理された森林をというフレーズがありました。まさに、そこを目指していくためというところから始まって、様々な方々を巻き込んで木材の質を上げていく認証制度だということで、これを受けるまでには様々な方々の販売、生産、そして家を建てる、そういったところまでの方々を巻き込んだ形の中で認証作業がなっていくのかなと私自身は思っているところでございます。

県では、多良岳県有林で認証されたケースが第一号だったということで、そのことに対して、まずはこの認証制度をしっかりと取り組んでいくべきじゃないかなと思っているんですが、この点について森林の循環利用を図る観点か

ら、県でもこの制度にぜひ取り組んでいただければと思うんですが、その点について確認したいと思います。

○吉良農林水産部副部長「今後の取組についてお答えをさせていただきます。

森林認証制度の取組もございますが、まず、これまで申し上げたとおり、「さかの林業再生プロジェクト」、それから「次代へつなぐ森林再生事業」、こういった各種施策を総合的に推進いたしましたして、生産性の向上によります所有者の収益の確保ですとか、森林組合などの経営の基盤強化に取り組んでいきたいと思っておりますし、伐採後の植林も着実に実現するよう、取り組んでいきたいと考えております。

その上で、森林認証制度などの活用につきまして、先ほど、オリンピック・パラリンピックのお話をしましたけれども、国際的なイベントなどでは、やはりSDGsの観点から率先的な取組として建築材料などに認証木材が必要とされております。こうした動きは、今後広がっていくことは十分考えられます。

その一方で、認証の過程で手間やコストがかかる、それから、手間やコストに見合う分だけの木材の価格形成がなされていないとか、そういった課題もございいます。したがって、国内外の動きをしっかり注視しながら、引き続き、私どもも研究していきたいと考えております。

今後とも、市町や森林組合などと連携いたしまして、持続的な森林経営、「木を伐って使う。伐った跡には、植えて、育てて、また伐る」という森林・林業の好循環を拡大いたしまして、佐賀の持続可能な森林・林業の確立を目指していきたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○田中委員「ありがとうございます。まとめ的な発言になると思いますけれども、この認証制度に取り組むことによって、森林、林業の成長産業化へ寄与し、地域振興や資源循環型社会の実現に向かうためには、様々な関連企業や団体を

巻き込んだ取組が必要であり、この制度にしっかり取り組むべきだと私は思っています。それによって伐採と再造林のネットワーク化などが進められて、将来的には森林認証制度を活用した木材の安定供給につながっていくという思いであります。それが県産木材の供給体制の強化と建築物における「サガンスギ」による佐賀県産材の木材需要の拡大、ひいては森林・林業の好循環をつくり出し、持続可能な佐賀の森林・林業の確立につながると思っております。

しかし、先ほど答弁にもありましたように、様々な課題もあると思いますし、すみません、私もこの件についてはまだまだ勉強不足な点がいっぱいありますので、私もですし、副部長も、これまで三つの事業をなされていると思うんですが、それぞれをもっともっと高みをぜひとも目指して充実させるような事業を展開していただいて、現場の声、いろんな面で、それぞれの森林に対する思いとか、今の流れの中で課題もあるし、ギブアップという声が出そうなことも聞こえてくるんですね。そういったことにならないように、地主さん、自伐林の業者、森林組合、それから販売元、様々な方々を巻き込みながら、ぜひとも事業展開をしていただくことをお願いいたしまして、二項目めの質問に移らせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

問二です。玄海地区における水産業の振興について伺いをいたします。

本県玄海地区は、対馬暖流の影響下にある壱岐水道の外洋性漁場や、唐津湾や仮屋湾などの内湾性漁場を有し、七つの離島やリアス式海岸が続く中に砂浜が点在するなど、多様な漁場を有しています。ここでは小型底引き網、五智網、釣り漁など、漁場環境に応じた様々な漁業が営まれており、玄海地区の基幹産業の一つとなっております。

しかしながら、玄海地区の漁業を取り巻く情勢は、ケンサキイカやアカウニなどの漁獲量の減少や、燃油や資材、養殖魚の餌の価格上昇などにより、漁業経営は大変厳しい状況にあります。

そこで、玄海地区の漁業経営を安定させるために、県では水産資源の回復に向けた漁場環境の改善や所得を向上させるための効率的な漁業の推進、事業の拡大などに取り組まれているものの、気候変動に伴う漁場環境の変化などの影響もあり、漁業経営の改善までに至っていないのも現状であります。

私は、漁業者の皆さんが将来にわたって安心して漁業を営むためには、これまでの取組に加え、気候変動に対応した取組はもちろんのこと、新たな視点での振興策にチャレンジし、水産業の振興を図っていくことが重要だと考えております。

このような中で、県では、玄海地区の水産業の振興に資する新たな二つの取組を行うこととし、必要な予算を今議会に提案されています。「気候変動に対応した漁業改善実証事業」、もう一つは、「さが玄海の魅力ある海業推進事業」^{うみぎんぎょう}です。

そこでまず、「気候変動に対応した漁業改善実証事業」二千百三十万八千円について伺いいたします。

事業を実施するに至った経緯と事業の目的はどのようなものか伺いをいたします。

○横尾水産課長Ⅱ事業の経緯と目的についてお答えいたします。

県では、平成二十八年度から漁業のスマート化に向けた取組を実施し、ICT技術を活用した海況予測アプリによる漁場予測などに取り組んできました。しかしながら、近年の気候変動による影響で主要な魚種であるケンサキイカのさらなる不漁や潮の流れ、とれる魚種の変化、養殖魚や養殖力キなどの生育不良やへい死の増加など、新たな課題が発生しており、漁業者の経営は、これまでに厳しい状況となっております。

このため、玄海水産振興センターが中心となって漁業者の方々と意見交換を行い、漁業種類ごとに気候変動の影響によって生じている新たな課題を一つ一

つ整理し、その対応策を検討したところでございます。

本事業は、まずは主要な三つの漁業種類、イカ釣り漁業、定置網漁業、養殖業の対応策について、漁業者と連携し、実証試験などを実施することで収益性の高い漁業経営を目指すものでございます。

以上でございます。

○田中委員Ⅱ御答弁にありましたように、国や大学と連携してICT技術を活用した漁業のスマート化にこれまでも取り組んでおられます。例でも示されましたが、イカ漁の水温や潮の流れを予測する情報化システム、そして、漁場を選定する予測システムとか、そういったものによって漁業者の皆さんは、いつ、どこに行けるねとか、そういったことによって燃料が要らないとか、最初、それを使い出された頃は物すごく難しかったんですけども、それを何とかみんなで取り組もうねということで作られた中で来ておりました。

今、答弁にもありましたように、近年の気候変動の影響によって漁場や魚種の変化が出てきて、それに対応する新たなスマート水産業のさらなる強化を目指すのであればいけないということで、それに対応する新たな取組が必要ということで、今回、気候変動に対応する漁業改善推進事業が提案されたというのは、私は、大変心強く、ありがたいと思っています。

本事業では、玄海地区の主要な三つの漁業種類について、経営の改善と漁業者の経営の安定に取り組まれた新たな課題に応じた対策について、玄海水産振興センターと漁業者が連携し、実証実験を行って、また、兼業の検討などにも取り組まれていくこととありますので、個々の具体的な取組について伺いをしたいと思います。

まず、イカ釣り漁業一千二百九万一千円について伺いいたします。

先ほども言いましたが、これまでに操業の効率化などによって、出漁の判断や漁場の選定など、漁場予測システムを開発して実施されてきたと思います。

今回本事業で実施される取組はどのようなものと考えられているのかお伺いいたします。

○横尾水産課長Ⅱイカ釣り漁業の取組についてお答えいたします。

イカ釣り漁業については、これまでの取組として先ほど委員からお話いただいたように、水温や潮の流れなどの予測情報を漁業者の方々に提供し、出漁の判断、漁場の選定を支援する「海況予測システム」を開発しました。しかしながら、近年の気候変動の影響などでケンサキイカの漁場が遠くなり、漁獲して港に戻るまでの鮮度維持が難しくなったり、昔に比べ漁期が短くなっているなど、新たな課題が発生しています。このことからとれたイカを生きたまま持ち帰るため、船の生けす内の温度を一定に保つ鮮度保持技術の開発や、イカがとれなくなった時期にイカ以外の魚種を漁獲する、いわゆる複合経営、兼業について検証することとしております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱこのような問題を把握されるに当たっては、玄海水産振興センターの皆さんと漁師の皆さんが膝を交えているような情報を収集されてきたんだなということが、この予算を見ただけで背景が見えてくるし、私はありがたく思っています。漁場が遠くなって時間がかかる、それに対して鮮度をどうやって保つのかということの技術を確立していく。また、イカがとれる期間が短くなったということで、それに対して複合経営によって収益が増してくるということとは、今までやっている漁師の方々の目線の中で何ができるかということ、今回この実証事業によって取組まれていくということなので、私としては大変期待をしている一つの事業でもございます。

次に、網を設置し、入ってきた魚をとる、いわゆる待ちの漁法である定置網漁業について四百五十八万九千円計上してありますが、本事業で実施される取組はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○横尾水産課長Ⅱ定置網漁業の取組についてお答えいたします。

定置網漁業については、これまで定置網の網の張り方や、網周辺の潮流、海底のデータなどを基に、漁獲効率のよい定置網になるよう、漁具、漁場診断を実施しております。その結果に基づき、定置網の入り口を広げ、網のゆがみを修正するなど、漁業者の方々とともに漁具改良の調査実証を行っております。その結果、漁獲量、水揚げ金額ともに増加しているところです。しかしながら、近年の気候変動による影響などで、とれる魚種が変化するなど、新しい魚種に対応した網の改良が必要となっております。

そこで、新たに増えてきたブリなどの魚種について、定置網の内側と外側、定置網に入る前と入った後での行動を把握することで、網の中に一旦入った魚が逃げにくくするといった、より効率的な漁獲となるように、網の形の改良を進めることとしております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱ分かりました。今までも網の改良はされてきたんですけども、今回、ブリなどの魚種が多様化してきたと。それによって、今回、網の漁獲方法を変えることに取り組んでいくということでございますので、しっかりお願いします。

次に、玄海地区の養殖業は、主にマダイやカキなどを養殖している漁業者が多いと思っております。本事業費四百六十二万八千円で実施される取組はどのようなものかお聞かせください。

○横尾水産課長Ⅱ養殖業の取組についてお答えいたします。

養殖業については、これまで魚やカキのへい死などの要因となる赤潮プランクトンの濃度などを測定し、赤潮の発生場所やその範囲を速やかに養殖業者の方々に情報提供するシステムを構築し、被害軽減に取り組んできたところでございます。

しかしながら、近年の気候変動に伴う高水温や赤潮の発生などは、その変動幅が大きく急であることから、現状の情報、現状の測定結果だけでは、他の漁場への避難などといった対応が間に合わず、その結果、生育不良やへい死が発生しているといった状況であります。

そこで、九州大学などが開発した「海況予測システム」で得られる水温や赤潮などの数日先の予測情報を漁業者の方々に配信し、養殖リスクの軽減を図ることとしております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱ今までの赤潮情報システムをより高度化していくということであります。

この三つの主要漁業のスマート水産業の展開には、私、今後も注視していきますし、期待しておりますので、できれば情報等も逐一いただければありがたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

この事業で期待される効果は、最終的にどのようなものを目指しておられるのか。また、その効果を、ここが一番大事ですが、実証実験で得た効果を漁業者の方にしっかりと理解をしていただく。そして、その理解をした中で漁業者の皆さんが、じゃ、それに取り組もうとなることが大変大事だと私は思っていますので、漁業者の皆さんにどのようにこの効果を普及させ、新たな漁業の変化に取り組まれるのか、お伺いをしたいと思います。

○横尾水産課長Ⅱ期待される事業効果についてお答えいたします。

本事業では、玄海地区の多くの方が営まれている主要な漁業種類の経営改善に取り組むことから、その成功事例を関係漁業者の方々に普及することで広域的な効果を生み出すことが期待できると考えております。この事業成果につきましましては、いかにして普及していくのかということが重要だと認識しております。

そこで、平成二十八年に「魅力ある玄海創生会議」といった関係漁業者、市町、県で構成される会議をつくり、毎年二回ほどお話をしているところです。そういった場を用いて報告をすること、また、漁業者の皆さんに関しては、別途、勉強会や漁業種類別に構成されている部会などがありまして、そういったところで御報告、普及させていくということをしていきたいと思っております。報告や技術的な助言を行うことで、着実にこの成果を普及していくことに努力したいと思っております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱ玄海地区の漁業においては、待ったなしのところに来ていらっしゃるんじゃないかなと私は思う中で、今までの固定した観念を捨てて、このスマート水産業に取り組まれる、そして、それをまた気候変動に応じて新たな展開をされていくということを、まずは期待しています。また、先ほど来言いますように、そういうふうに変化する時というのは、ものすごく漁業者の皆さん、いろんな思いが出てきます。

そういった中で、この成果をきちっと伝えていく。そして、その成果をどのように取り組んでいくのか、それに対する協力体制、こういったものも示していくことによって、この待ったなしの玄海地区の厳しい漁業経営が新たに展開される一本の事業かなと思っておりますので、この事業に関しましてぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、「さが玄海の魅力ある海業推進事業^{うみぎょう}」についてお伺いいたします。

県では、もう一つ新たな取組として、玄海地区で検証、検討している海業^{うみぎょう}を推進するために、今議会に「さが玄海の魅力ある海業推進事業^{うみぎょう}」として一千二百万円を提案されており、これも一つの大きな起爆剤になるんじゃないかなというふうに期待をしているところでございます。

海業の取組、コンテンツの掘り起こし、それから企画化や実証、情報発信、キャンペーンによる推進などについて、「唐津ん魚FAN拡大事業」で構築したつながりを活用して玄海地区において取組が現在進んできております。

そこです、この海業とはどのようなものか再度確認をしたいと思います。

○横尾水産課長「海業についてお答えさせていただきます。

海業は、海や漁村における地域資源の価値や魅力を活用し、地域に所得と雇用を創出するものです。例えば、漁港にある直売所や釣堀などのコンテンツをイメージしていただければと思います。

こういった海業について、国では、令和四年三月に閣議決定された新たな水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において、海業の推進を位置づけ、漁港などを海業に活用するための仕組みを検討していくことを明記し、地域の理解と協力の下、水産物の消費拡大や交流促進など、地域の水産業を活性化する取組を推進しております。

以上でございます。

○田中委員「海業について改めて確認をさせていただきました。

海や漁村における地域資源の価値や魅力を活用し、地域に所得と雇用を創出し、水産物の消費の増進や交流人口の拡大を図る目的で、今、海業の事業を玄海地区で進められております。

イメージとして、漁港における直売所、釣堀をという話がありました。そういったところから、この台場というのは、まさにそういった形でイメージにぴったりなところであるのかなというふうに今感じました。

では、この事業を実施するに至った経緯と事業の目的はどのようなものなのか再度確認します。

○横尾水産課長「事業の経緯と目的についてお答えいたします。

現在、佐賀玄海漁協では、直売事業所や釣堀の整備、漁協の直営レストラン

の出展など、海業に関する取組を計画されております。そのうち佐賀市の呼子台場の計画については、令和六年三月に国が個別に助言や海業の推進に関する情報提供などを行い、取組を積極的に支援する海業推進地区に全国五十四力所の一つとして選定され、海業への取組機運が高まっているところでございます。

海業の取組を消費者にとつて、より魅力のあるものとし、その効果を県内、県外に広く波及させるためには、関係者、この関係者とは観光関係の方々も含まれますが、関係者の理解と協力を得るための合意形成の場や、賑わいのためのノウハウが必要となります。

本事業は、令和三年度から県が取り組んでいる「唐津ん魚FAN拡大事業」で構築した体制、関係者とのつながりや、訴求力を高める情報発信などのノウハウを活用することで、効率的かつ効果的に佐賀玄海漁協の海業の推進をバックアップしていくものでございます。

○田中委員「では、具体的にこの事業の内容、取組をお聞かせください。

○横尾水産課長「事業の内容についてお答えいたします。

この事業の取組は、漁業者の方々、漁協、唐津ん魚認定店、その関係者などを対象としたヒアリング、勉強会、セミナーなどを通じて、水産物の販売施設整備や漁業体験といった玄海地区ならではのコンテンツの掘り起こしを行い、これをより魅力あるものとするために磨き上げを行うというものでございます。

例えば、ウニ漁を行い、とれたウニを加工して食べるというものを一体的に体験するといったウニ漁体験ツアーなど、各コンテンツをつなげたツアープランを企画し、実証を行うといったものです。こういったコンテンツの企画、掘り起こしと、磨き上げ、実証に加え、既存の唐津ん魚ホームページ、SNS、ウェブ広告などを活用し、海業の取組に関する情報発信や海業推進のキャンペーンを実施することとしております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱこの資料にも「海業コンテンツの造成」、「コンテンツを活かしたツアープランの実証」、そして「情報発信・キャンペーンの展開」ということで載せていただき、また、今具体的にお話をしていただきました。まさに国から

海業推進地区に位置づけられたことからこの企画が始まって、今、地域も盛り上がってきているとございます。県もぜひとも丁寧バックアップをしていただきなから、事業体がしっかりと運営できるように御指導していただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、この事業を実施することで、先ほどウニの体験ツアーとかで誘客の話も出ておりましたけれども、再度、期待される効果について伺いをしたいと思います。

○横尾水産課長Ⅱ期待される事業効果についてお答えいたします。

本事業を実施することで魅力あるコンテンツを備えた玄海地区に県内外から多くの人々が訪れることで、にぎわいや雇用の創出が期待されます。また、現地で「唐津ん魚」を食べたり、ツアープランに参加した人々がリピーターとなったり、県内に約百四十店舗ある唐津ん魚認定店の利用促進につながることも期待しております。

さらに、唐津ん魚認定店で海業に関する情報発信を行うことで、新たな玄海地区への訪問者を呼び込むきっかけをつくるなど、県全体で継続性のある取組となるよう、推進していくこととしております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱありがとうございます。今回提案された二つの事業、漁業者の皆さんが将来にわたって安心して漁業を営むために、これまでの取組に加えて気候変動に対応した取組を展開していくこと。そして、新たな視点で漁業施設を利用しながら振興策にチャレンジしていくという海業の事業は、まさにこれらがスタートの事業だと思っておりますし、意識改革、そして新たなチャレンジ、

このことをぜひとも水産振興として取り組んでいただくことになると思いますので、その点についてこの二つの事業を初めとして、県が玄海地区の水産業の振興に向けて今後どのように展開していこうと考えておられるのか伺いしたいと思います。

○横尾水産課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

玄海地区の水産業の振興には、これまで取り組んできた水産資源の回復や漁業の効率化に加え、近年の気候変動への対応や海業といった新たな取組を推進していくことが重要と考えております。このため、来年度から二つの新たな取組を行うこととし、必要な予算を提案しているところであります。

今後についても、地元のニーズや刻々と変化している漁場環境などの現場の状況に対して、的確かつ迅速に対応していきたいと考えております。玄海地区の漁業者の方々が意欲と希望を持って漁業に従事でき、次の世代に自信を持つてつないでいけるよう、漁業者や漁協、市町などの関係者の方々と一緒になって玄海地区の水産業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○田中委員Ⅱぜひともよろしくお願いいたしまして、次の問三に移らせていただきます。

佐賀県飲食産業ブランド化プロジェクト事業について伺いをいたします。

この事業については、勉強会でも少しにぎわっております。今議会には、佐賀県飲食産業ブランド化プロジェクト事業費に係る予算費として一千六百五十五万一千円が計上されております。この予算は、今後、佐賀ラーメンをはじめとする県内飲食産業のブランド化を図っていくことであると説明を受けました。

そこで、ラーメンについてネットで検索してみました。リラックスして少し聞いてください。日本三大ラーメンといえば、札幌ラーメン、喜多方ラーメン、

博多ラーメンでありまして、これはもう誰もがご存じのところだと思います。

札幌ラーメンは、北海道の札幌を代表するラーメンで、味噌ベースのこってり濃厚スープが特徴です。大正十一年に竹家食堂で「ラーメン」という名前が誕生した店として知られているということです。次に、喜多方ラーメンは、福島県喜多方市のご当地ラーメンで、醤油ベースのあっさりスープと平打ちちぢれ麺が特徴です。中国からやって来た少年が昭和二年頃から支那そばを屋台で売ったことから始まったと言われています。飯豊山からの伏流水や梅峰溪流水などのおいしい水で麺やスープが作られています。次に、博多ラーメン、これはもう皆さんご存じでしょうけれども、福岡県を代表するラーメンで、豚骨エキースと鶏ガラのうま味にコクのあるスープが特徴です。白湯豚骨には低加水の細麺がよく似合います。こういうふうな紹介が出ておりました。

また、御当地ラーメンで検索してみますと、全国に百以上もの御当地ラーメンがあるようで、様々な歴史と、それぞれの背景があり、また、独自の麺やスープにこだわりやうまみがあり、その魅力で多くのラーメンファンを引きつけていることを改めて知りました。

一方で、もう恥ずかしなようですが、唐津市に住んでいる私としては、この地域にあってもラーメンはラーメンという感覚であります。博多や久留米、熊本など有名どころがあることは知っていても、佐賀ラーメンという括りは、正直、知らなかったところです。

そこで、佐賀ラーメンをネットで検索すると、佐賀ラーメンは、やや太めのストレート麺が軟らかめで、豚骨のうまみが凝縮された、塩分、油が控え目のスープが特徴、生卵や佐賀のりのトッピングがあるのも特徴ですとありました。これは勉強会で請求して担当課から配付された資料にも同じような内容で、その資料には、佐賀ラーメン店と呼ばれる八市町の二十九店舗の紹介もありました。これはこれだけではありませんよと、まだまだあるかもしれませんと、そ

ういうことをお伺いしたところでございます。

そういったことでラーメンの事業が進んでいくということで、佐賀ラーメンがブランド化になる日が来るのかなと思うと、私自身はわくわくしながら、この事業に注目をしているところであります。

そこで、この事業について確認をしていきたいと思いますので、御答弁をよろしく願います。

まず、事業の目的及び背景についてお伺いをいたします。

今回、佐賀県飲食産業ブランド化プロジェクト事業では、佐賀ラーメンをはじめとする県内飲食産業のブランド化を図っていくものとあります。

そこで、この事業の目的や背景はどのようなものかお伺いします。また、今回はラーメンのブランド化とした事業を予算化されていますが、ラーメン以外にも候補となった品目はあるのかお伺いします。

○水町産業政策課長 佐賀県飲食産業ブランド化プロジェクト事業の目的及び背景についてお答えいたします。

本事業は、県内飲食産業のブランド化と効果的な情報発信を通じまして、高付加価値化を図り、県内への誘客促進と地域経済の活性化を目指しているものでございます。

本県には、例えばキャベツやタマネギなどの野菜をふんだんに使用した北方のちゃんぽんや、高速道路の佐賀大和インターチェンジから福岡県境までの自然豊かで天然水が湧き出る土地に広がります三瀬そば街道など、県外から幅広い誘客が期待される魅力的な飲食産業が多く存在しています。その中でも、日本の国民食とも称されますラーメンは、国内にとどまらず、世界を魅了しています。御当地ラーメンを目当てに訪れる観光客も少なくありません。

インバウンドに目を向けますと、訪日外国人旅行者数は、新型コロナウイルス流行前を上回る水準に達しています。また、外国人に人気の日本食ランキング

グでは、ラーメンが上位に挙げられ、ラーメンは極めて有力なコンテンツとして注目をされています。

一方で、他地域と比べますと、佐賀のラーメンは、そのポテンシャルにまだまだ伸び代があるものと考えられます。近年、ウェブやテレビといった各種メディアで佐賀ラーメンが取り上げられる機会が増えています。ラーメン店主の方々の間でも、佐賀のラーメン業界を盛り上げようと自主的に意見交換会を実施されているなどの動きもあるところでございます。

この機会を捉えまして、佐賀のラーメンを日本国内だけでなく、世界からも注目されるブランドとして確立し、地域経済の活性化へとつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱ目的、背景について詳しく説明していただきました。佐賀には北方のキャベツがいっぱい入っているちゃんぽんとか、また、三瀬そば街道も答弁に出ておりましたので、そういったことがラーメン以外の候補の品目で上がったのかなというふうに理解させていただきました。

では、そういうふうな背景の下、佐賀のラーメンの認知度をもっともって上げていく、そういうポテンシャルがあるということ、それをブランド化に向けてどのように図っていくのか。その辺について具体的にどのようなことに取り組むのかお伺いをいたします。

○水町産業政策課長Ⅱ本事業の内容についてお答えいたします。

本事業では、佐賀のラーメンのブランド化と情報発信に取り組むこととしております。具体的には、県内ラーメン店の魅力を掘り起こすための県内の店舗の取材や、佐賀県のラーメン史編さんを目的としました情報収集・整理、情報発信に向けたコンテンツ制作を行います。さらに、収集した情報を活用しまして、SNSや新聞、フリーペーパーなどでの情報発信を展開するほか、のぼり

やポスター、チラシを用いましたPR活動も進めていくこととしております。また、地域おこし協力隊を通じまして、県内ラーメン店とのネットワークを構築するとともに、協力隊ならではの視点を活かしました情報発信にも取り組む予定でございます。

佐賀県内には、地域ごとに多彩なラーメン店が存在し、多くの客を魅了しています。それぞれのお店には興味深い歴史やエピソードがございまして、独自の個性が光っています。例えば有田におきましては、ラーメンの鬼と称された佐野実氏が有田焼の窯元グループとともにオリジナルラーメン鉢を開発したという興味深いエピソードがございます。また、昨年十月に鳥栖市で開催されました「THE PREMIUM らあ麺 FESTA」では、佐野氏をリスペクトする全国の有名店が集まられています。さらに、委員の地元である唐津には、その佐野実氏が最後にプロデュースしたとされますラーメン店や、引退された伝説の職人の味を弟子が継承するお店もございます。

本事業では、いわゆる佐賀ラーメンと呼ばれるものに限らず、県内各地域のラーメンをそれぞれの特徴や切り口で取り上げまして、県内ラーメン業界全体の盛り上がりを図る取組を進めてまいります。

以上でございます。

○田中委員Ⅱまず、具体的な取組ということで御答弁いただきました。佐賀ラーメンのブランド化に向けて、佐賀ラーメン史の編集、編さん、情報発信として新聞、フリーペーパー等のメディアを活用した情報発信、県内店内におけるのぼり、ポスター、チラシの掲示、そして、地域おこし協力隊を配置し、県内ラーメン店とのネットワーク構築、地域おこし協力隊ならではの視点による情報発信、このことについて補足もしていただいたと思います。

ここで整理しておかなきゃいけないと思うのが、ブランド化に向けてということになれば、佐賀のブランドはこのラーメンですよというふうに限定される

ものなのか。そうならば佐賀ラーメンの括りの中で御紹介いただいたのは二十九店ですけれども、そこをブランド化に向けてやろうとされているものなのか。それとも、先ほど答弁にもありましたように、地域ごとにラーメン店が様々あって、独自の個性があつて光っている。そこには佐野実さんの話もありましたように佐野さんの流れがあつたり、また、いろんな流れがあると思うんですけれども、佐賀にあるラーメンを盛り上げたいのか。その辺、佐賀ラーメンのブランド化という、ここに僕はちよつと引つかかっているんですけれども、「佐賀のラーメンのブランド化」という、「の」が入っているのか、入ってないかでイメージが、僕だけかどうか分からないんですが、私にはやっぱりそこがまだ引つかかっているところがあります。

ただ、勉強会か何かで佐賀県全体で百六十店舗以上あると聞かせていただきました。そういうところ全体をラーメンとして盛り上げていく中で、佐賀に来て佐賀のラーメンを食べてみようということでこの事業が始まっていく、その展開になるように始めていくためにやろうと思っているのか、それとも最終的には佐賀ラーメンという括りのあるブランドをつくって、それで売り出そうとしているのかという、その目指す姿についてどのようなものなのか。今のことも含めた中で、この事業の目指すべき姿というのを示していただければ、この事業について自分なりにもじっくり落とせるかなと思いますので、再度御答弁をよろしく願います。

○水町産業政策課長〓この事業の目指す姿についてお答えいたします。

先ほど申しあげましたブランド化を通じまして、博多ラーメンや久留米ラーメンのように、佐賀のラーメンがしっかりと認知された姿を目指していきたいと考えております。そして、県内外から県内各地のラーメンを目的に訪れていただくラーメンツーリズムのような流れが生まれたり、佐賀がラーメンの聖地の一つとして認知されるようにしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○田中委員〓最初の予算の佐賀のラーメンブランド化という、この佐賀ラーメン史の編さんというのは、佐賀ラーメンの括りの中にある方々をイメージされているのか、それともそれ以外、佐賀県全体にある流れといいますか、それをイメージしておられるのがまず一点。

それと、ブランド化を目指すとなれば、今言われたように福岡にも博多ラーメン以外のラーメンって、いっぱいあるんですね。それでもやっぱり博多といえば先ほど言ったイメージがあるラーメンの流れになってきます。

ですから、佐賀県がこの事業でブランド化ということに対して、何かそういう佐賀ラーメンということを意識して取り組まれるのか。それとも佐賀全体のラーメンを底上げすることによって、おのずとその業界とかお客さんがブランド化を作り出すのか、その違いかな思うんですけれども、僕が聞いているのは。その点について、もし僕の質問が悪ければ聞いていただいて構いませんので、その点について少し御説明いただければと思います。

○水町産業政策課長〓佐賀ラーメン史とはどういったものかですとか、ブランド化とはどういったものですかというようなお尋ねだったかと思えます。

佐賀ラーメン史でございますが、こちらは佐賀県内各地のラーメン店に取材をいたしまして、それぞれの歴史ですとか、成り立ちですとか、それから統計分けてですとか、県内各地にどのようなラーメン店があるのかというような分布、そういったものを整理したものにしていただくと考えております。

また、ブランド化でございますが、こちらにつきましても佐賀にはいろんな例えば周辺に久留米ですとか博多があり、そういったことも含めて佐賀県のラーメン全体が多彩なおいしいラーメンがあるということを含めたブランド化になろうかと思っております。その中で佐賀ラーメンというもののブランド化ができていくのかなと考えております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱじや、「佐賀のラーメンのブランド化」と、「の」を入れればというふうに僕自身は理解すればいいですね。そういうふうに佐賀のラーメンのブランド化をつくれるように今後この事業が展開なされていくものだと、ここまでは私は理解をさせていただきます。

では、この事業のブランド化、情報発信などに取り組むに当たっては、先ほども言われましたように、ラーメン店の店主さんなどとの関係構築が大変重要になってくると思います。

関係づくりについては、どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

○水町産業政策課長Ⅱ業界との連携についてお答えいたします。

本事業を進めるに当たりまして、ラーメン店主の御理解と御協力は欠かせないと考えております。委員からも御指摘いただきましたとおり、まずは信頼関係を築くことが最優先と考えております。取材を通じて店主との関係を深めることはもちろん、店舗訪問を重ねる中で事業の趣旨などを共有して一体となつてブランド化に取り組んでいきたいと考えております。

さらに、各ラーメン店主との意見交換を重ねまして、現場の声を活用した丁寧かつ実効性の高い取組を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員Ⅱ偏ったイメージというのが、やはり出てくると思うんですよ。どうしてもインパクトに、検索すると佐賀ラーメンというのが出てきて、そこで佐賀ラーメンだけというふうに僕自身も勘違いしたというのがありますので、そういったところからこの事業の展開が難しくなる可能性もありますので、そこはやはり丁寧に信頼関係を結びながら、全体の底上げ、そして、佐賀のラーメンを全国に発信するためにまずは取り組んでいく。その中でおのずから業界がこういう括りでブランド化をしようよとか、こういう流れの中、歴史の中で、

こういったことをやろうねと。その一つに佐賀ラーメンという流れもあるということをしっかり説明しながら、そして、このブランド化の情報発信につながるような仕組みをつくっていただければありがたいなと思いますので、その点についてぜひもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、地域おこし協力隊の方を選任されるという提案になっております。この地域おこし協力隊は一名と聞いたと思うんですが、この一名の方の選抜というんですかね、これもこの事業を推進するに当たって物すごく重要になってくると思うんですよ。協力隊の方の思いを酌みながら、この事業をしっかりと発信して取り組んでいただくという形の中では、この地域おこし協力隊の方にどのような取組をお願いしていくのか、そのイメージについて確認させていただきます。

○水町産業政策課長Ⅱ地域おこし協力隊の取組内容についてお答えいたします。先ほど御答弁申し上げましたとおり、当事業は、各ラーメン店主をはじめとする関係者とのネットワーク構築や情報収集が重要でございます。そこで、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRといった地域協力活動を行う地域おこし協力隊を配置いたします。

県内のラーメン店に深く入り込んでもらうことで、ネットワーク構築や情報収集を実施してもらうこととしています。

また、県外から来られる地域おこし協力隊ならではの視点による情報発信や、各ラーメン店に入り込んでもらうことで、表面的ではない、より深い情報の発信も期待しております。

さらに、お店側の協力を得ることができればということにはなりますが、ラーメン店で修行体験を行うなど、より一層踏み込んだアプローチをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員〓この事業の展開に当たって地域おこし協力隊の方にしっかりと取り組んでいただいて、この地域おこし協力隊の最終目的は、その方がこの地域に定着していただくということが地域おこし協力隊の配置条件というかな、そういう基準になっていきますので、そういった面では体験修行もいいなと、おもしろいなというふうにも感じたところでございますので、この地域おこし協力隊の方に対する支援といいますか、期待をぜひともしっかりと伝えていただきたいなと思います。よろしく願います。

先ほど言いましたように、この事業の今後の展望ですが、佐賀のラーメン店、それぞれ歴史と、また、独自の麺とかこだわりとか様々あると思いますので、まずはそこをしっかりと聞いていただく。そして、そこから発信することによって佐賀のラーメンを食べに行きたいなという方が多く集まってくると。それによって佐賀のラーメンのブランドというのが定着してくるのかなと、そういう流れになっていくのかなと思います。そういう流れになってほしいなと思います。

二〇二四年十月、昨年十月ですけれども、開催された日本御当地ラーメン総選挙というのが行われています。このラーメンというのは、そういう形のランキングをするのが結構あるんですけれども、僕が見た中ではラーメン協会さんがされるものが大きな大会かなと思います。

そこで、先ほど言いましたように、御当地ラーメンの方々がエントリーするわけですね。そうすると、総選挙ですので、やっぱり認知度があるところが予選から来る、十地区のベストテンのラーメンがまず選ばれます。北海道の札幌ラーメン、山梨県の甲州地どりラーメン、北海道の函館ラーメン、そして山形県の酒田ラーメン、新潟県の長岡生姜ラーメン、福岡の博多ラーメン、石川の加賀味噌ラーメン、そして福島県の白河ラーメン、栃木県の佐野ラーメン、福島県の福島鶏白湯、これが十位に選ばれています。そして、その選ばれた方々

が東京に集結して、そこで日本ご当地ラーメン総選挙というのが、決勝戦が行われております。昨年は、山形県の酒田ラーメンだったと思うんですけれども、今年は福島県の白河ラーメンが、見事、日本一に選ばれたという記事を目にしました。

先ほど来言っておりますように、全ての佐賀のラーメンを底上げしながら、皆さんのラーメン店舗に頑張っていたいただきたいんですが、その中で目指すべき姿で言われように、ブランド化ができることによって、僕は、その目指すべき到着点というのを期待したいなと。まずはご当地ラーメンにノミネートする、そしてそこでベストテンに入る、優勝というのはそこからでしょうけど、やるからにはそういったところもぜひとも目指しながらやっていただきたいなと私は思っています。

また、今回はラーメンの事業展開ですが、佐賀の飲食産業をもっともっとうち上げていただいて、インバウンド事業もこれからどんどん頑張っていたくと思いたいです。そういうところの一つの佐賀のポテンシャルを高めていただくような、そういう事業展開になることを期待いたしまして、問いの四に移らせていただきます。

では、問四、コスメティック構想のこれまでの取組と今後の展開について伺いをいたします。

今回の当初予算において、コスメティック構想推進事業費六千三百四十一万五千円が計上されています。一般質問でも八谷議員から質問がありましたが、少し重なる点もあるかもしれませんが、予算計上もされていますので改めて確認したいと思いますので、御答弁をよろしく願います。

佐賀県が唐津市、玄海町とともに進めているコスメティック構想は、唐津市玄海町を中心とした県内、ひいては北部九州にコスメ関連産業を集積させ、コスメティックに関連する自然由来原料の供給地となることを目指すものであり、

私も、二〇一三年のJCC——ジャパンコスメティックセンター設立から、その動向を注視してきました。これまで地元のブルームや松浦通運をはじめとしたコスメ関連産業の浜崎地区への集積や、地産素材を活用した商品化、メディアによる情報発信など、一定の成果は出ているものと感じています。

また、佐賀大学は、令和八年にコスメティックサイエンス学環という学部相当の学環の創設を目指していると聞いており、これも佐賀県をはじめとして、唐津市、玄海町と連携したコスメティック構想の取組が生み出した成果と考えています。

ただ、県民、地元企業、コスメ業界関係者のコスメティック構想に対する認知度がまだまだ低いことから、県民や業界に向けての情報発信力を上げることや、コスメ産業の集積のため、いま一度、コスメティック構想へのさらなるてこ入れが必要ではないかと感じています。

そういった観点で質疑をしてまいりますので、御答弁よろしくお願いいたします。

最初に、コスメ産業の集積の取組と成果についてお伺いをいたします。

佐賀県は、二〇一三年にコスメティック構想を掲げ、唐津市、玄海町とともにJCCを設立し、コスメ産業の集積と原料の供給地とするため、約十一年間の間に様々な取組を行っています。

そこで、具体的にこれまでどのように取り組み、どのような成果が出ているのかお尋ねいたします。

○東コスメティック産業推進室長〓コスメティック構想に關しまして、コスメ産業の集積の取組と成果についてお答えいたします。

コスメティック構想では、佐賀県が豊かな自然環境を有すること、化粧品に關するサプライチェーンが構築できていること、成長するアジア市場の中心に位置していることを生かしまして、唐津市、玄海町を中心とする県内及び北部

九州にコスメ産業を集積させることを目指しております。

これまで一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター、通称JCCと呼んでいます。これが持つ企業間のネットワークを生かしまして、また、唐津市、玄海町とも連携してコスメ企業の誘致、スタートアップ企業や県内事業者の新事業創出を支援してきたところでございます。

こういった取組の成果といたしまして、コスメ構想を契機とした企業誘致として十六件、また、経済産業省の統計調査によりますと、都道府県ごとの化粧品生産額は、二〇一四年から二〇二三年までの十年間で、国内全体では〇・九倍と減少している中で、佐賀県は二・一倍と倍増しております。県内におけるコスメ産業の集積が進み、その効果は、唐津市、玄海町にとどまらず、今や県下全域に及んでいるものと考えております。

また、異業種からコスメ分野に参入する企業も増えておりまして、例えば、水門やポンプの製造をされているミヅタ株式会社におかれましては、自社の持つ独自技術を生かした604シリーズという化粧品を発売されております。また、医薬品メーカーの大石膏盛堂は、男性に人気の「satta」というオーリンワン化粧品水を販売されるなど、各社、自社の独自の技術を生かして参入する企業も増えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○田中委員〓御答弁いただきました。これまでの取組の中でコスメ関連企業の誘致が十六社、雇用についての答弁はなかったと思いますが、これは多分、八谷議員への答弁でしたか、千人の雇用の創出ということも出ていたと思います。また、唐津市を見てみれば、その十六社のうち十五社は、進出が八社で、起業が七社、そして雇用が二百九人というふうに理解しています。そして、県内の化粧品生産額は全国が微減となっている中で二・一倍に増加しているという答弁もあっております。金額ベースでは、二〇一四年に六十四億円が二〇二三

年には百三十五億円になっているというふうに理解しています。また、唐津・玄海だけでなく県内全域にこの事業は展開されていて、また、異業種からの参入もあっているということ。また、JCC——ジャパン・コスメティックセクターを通じた企業ネットワークが百社を超えていると思っています。

そういうふうに、日本で唯一の世界各国の産業クラスターの一つにもなっているということ、こういったことの成果をしっかりと確認しながら、関係者、そして今後展開しようと思っている方々に、こういう裾野が広い、これから展開されるこのコスメ構想を伝えられるように、少しでも今日の質問で理解ができれば、さらなる私の思いを伝えられるような展開になっていくと思いますので、この後も御答弁をぜひよろしくお願いしたいと思います。

では、自然由来の化粧品原料の供給地に向けた取組と、その成果について伺いをしたいと思います。

コスメティック構想の柱の一つである自然由来の化粧品原料化について、農業生産者の期待が大きいところであります。具体的にこれまでどのように取り組む、どのような成果が出ているのかお伺いをいたします。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ自然由来の化粧品原料の供給地に向けた取組とその成果についてお答えいたします。

コスメティック構想のもう一つの柱でございます自然由来の化粧品原料の供給地化につきましては、佐賀が豊かな自然環境を持っていることを生かしまして、JCCやその関係企業、唐津市、玄海町、県の工業技術センターの食品コスメ部、佐賀大学をはじめとした研究機関とも連携しながら、構想の当初より取り組んできたところでございます。

これまで県産素材を使った化粧品の商品開発の支援を行ってきておりまして、例えば加唐島産の椿油を使ったTBKシリーズの化粧品、海外で人気の唐津産の白いきくらげを使った白美の雫石鹸、さがんルビーを使ったIGNISのサ

ニーサワーシリーズ、久光製薬のさが美人シリーズでは、有明海苔やからつ茶、鳴滝酒造の酒粕などの県産品を使用しました化粧品やフェイスマスクが作られるなど、多数の佐賀県産の素材を活用した化粧品が生まれているところでございます。

最近では、THREEという女性に人気の高いブランドを持つACRO株式会社、唐津市玄海町の中山間地域におきまして、自社の化粧品原料とするためのハーブ栽培を地元の農家の方々と協力して行われております。化粧品の自然由来原料の供給地としての新たな取組として、これが今進んでいるところでございます。

県産素材の化粧品原料化につきましては、県内の生産者だけではなく、県内外のコスメ企業の間にも非常に高いところでございます。このことについては引き続き取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○田中委員Ⅱ今の答弁を聞きながら、自然由来の化粧品原料の供給地に向けて取り組んでいただいているということが分かりました。御紹介にもあったように、馬渡島の椿とか唐津産の白いきくらげ、さがんルビー、久光製薬さんにおいては有明海苔、また、からつ茶とか鳴滝酒造の酒粕とか、また、ACRO株式会社のハーブ栽培の展開、そういったことに取り組んでいただいているということ。そこは私も十分頑張っていたいただいていることは理解しているんですけども、県産素材の原料を活用した化粧品、原料の供給基地に向けた生産地化に、今、少し課題が出てきているんじゃないかなと私は思っているところでございます。

先ほど事例を挙げていただきましたが、椿油の椿ですが、加唐島、馬渡島等、しっかり取り組んでいただいているんですけども、採取されている量、まず椿の実の収穫量が令和元年で三トン、令和二年で四・二トン、そして、これが年々減少してきて令和五年では約〇・五トン。また、搾油量は令和元年で一ト

ン、令和二年では一・五トン、年々減少してきて令和五年では〇・一トンと、こういう状態でございます。

要因としては、コロナ禍で整地と植樹が進まなかったということもあると思いますし、また、裏年というのもありますので、そういったことに当たったという理由は、もちろんあるかもしれませんが、しかし、化粧品原料として安定的に生産していくためには、生産者に原料となる県産素材を作りたいと思わせる仕組みが必要と私は考えています。

コスメ構想の目的の一つである商品原材料の供給地となるためには、生産者の協力が欠かせないと考えていますけれども、これをどのように引き出していくのか、お伺いをしたいと思います。

○東コスメティック産業推進室長⇨生産者の協力が必要であるといった御質問にお答えをいたします。

委員御指摘のとおり、化粧品原料の供給地となるためには、生産者の協力は本当に欠かせないのでございます。そのために必要なこととしましては、生産者の皆さんに御自身が生産していらっしゃるものが非常に価値があるものだというものを感じていただくことが重要であるというふうに思っております。

化粧品の原料化に当たっては、現状におきましては、原料としてエキスを抽出する場合に少量しか取れないという事情もございまして、食用と比較して取引単価が低くなってしまうというふうな課題がございます。こういったことから最近では県産品の未利用部分にも着目いたしまして、これまで廃棄されていた部位から化粧品原料を取るといったことも研究しております。例としましては、摘果されたアオミカン、白イチゴの葉、アスパラガスの加工時の切り下、これはスーパーとかに出すときに長さをそろえないといけないということで下のほうを切るということでありますが、こういった食用としては使用されない部分を化粧品原料として活用できないかといった研究を行っているところでござ

います。

また、次年度におきましては、佐賀大学の化粧品科学講座に新たに分析機を導入いたしましたして、化粧品研究分野の第一人者である佐賀大学の徳留教授に県産素材の化粧品原料としての効能を定量的に評価していただきまして、県産素材の高付加価値化といったものを図っていきたいと思っております。

このように、県産素材の化粧品原料としての高付加価値化といったところを図っていくことで、生産者の方々にその価値をしっかりと伝え、意欲を持って取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○田中委員⇨原料の高付加価値化をつけていく、それによって生産者を感じていただいて意欲を増していく、それは分かります。そしてまた、未利用部分、廃棄するところを活用する、これもどんどんやってほしいなと思います。現実に入りの問題から考えたときに、これによって果たして生産者の意欲が高まっていくのかなという観点から見たときに、産地化に注力するためには生産者の協力の意欲を引き上げる支援制度といったものをしっかりと整備することが、今後必要になってくると私は思いますので、そのことについてはぜひとも検討をお願いしたいと思います。

そして、原料化につながる取組の中に、先ほど言いましたように付加価値をつけていくということで、佐賀大学と連携して化粧品原料としての高付加価値化を図っていくということで、これもぜひやっていただきたいと思えます。

ただ、もう一つ、その付加価値がついても、また、その効能がいいよと言われても、実際に使う企業がなければ農家の収入にはつながらないと思えます。そういった意味で、県産素材を取扱ってくれる原料メーカーの誘致であったり、化粧品原料開発の合同ラボのようなものがあれば、原料化の取組が進むと私は考えています。

どのような取組を今後考えられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ原料化につながる取組についてお答えをいたします。

いくら高付加価値の県産素材を生産したとしても、実際に使われなければ収入につながらないというところは、まさに御指摘のとおりかと思っております。現在、県では、先ほど御紹介した未利用部分の化粧品原料の活用策として、これは出口策の一つとして、原料として実際に使っていたく原料メーカーや化粧品メーカーといったところにつながるということを目的といたしまして、五月に開催される国内最大の化粧品原料展であります「C I T E J A P A N 2025」といった展示会におきまして、化粧品原料となり得る県産素材を出展いたしました。原料メーカーや化粧品メーカーに広く紹介をしていきたいと考えております。

また、高付加価値化の取組とあわせまして、県産素材を作っていられしやる生産者の方々と化粧品の原料を探していられしやる全国の原料メーカー、化粧品メーカーの方々が、共に持っているシーズやニーズを共有できる場、例えば、生産者の方は、これを化粧品として使いたいんだよと思っていられしやる、逆に化粧品会社、原料メーカーは、こういう素材が欲しいんだよと思っていられしやる。そういった情報が共有できる機会を定期的に設けることで、県産素材のさらなる化粧品原料としての活用を広げていきたいと考えております。

このような取組を通じまして、佐賀には豊富な天然資源があり、また、これを原料化するための仕組みがあるということを広く知っていただくことで、将来的には原料メーカーや化粧品メーカー、そういったところの誘致にもつながっていききたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○田中委員Ⅱありがとうございます。このコスメ構想を最初に聞いたときは、一次産業の生産者の方々が、こんな事業に自分たちが参入して、そして自分たちが育てたものが化粧品に使われるんだということで、供給地化に向けてみんなで取り組もうというのがあったんですけども、ここ最近、その目的というのが少し失われてきているし、逆に言えばそこを生産者に希望を、光をしかり見せていただければ、この事業は、さらに、さらに付加価値がつく展開になると思っております。どうか生産者から加工までの企業メーカーとのラボ創設などに向けて、佐賀県としてもしっかりとサポートをお願いし、コスメティック構想の目的の柱の一つであるコスメ原料の供給地に向けて生産者の協力の下に、化粧品原料として安定的に生産していく仕組みを早急につくり上げていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

そして、佐賀大学で多様な県産素材の有効成分の研究をしていただき、原料の素材に付加価値をつけることなどの答弁もあっております。私、大変期待しておりますので、その点について少しお伺いをしたいなと思っております。

佐賀大学は、令和八年四月に国公立大学では初となる化粧品学科に特化したコスメティックサイエンス学環の開学を目指していると聞いていますが、コスメティック構想とどのように連携していくのか、再度確認をさせていただきます。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ佐賀大学コスメティックサイエンス学環との連携についてお答えをいたします。

佐賀県では、コスメティック構想の一環としまして二〇二一年から佐賀大学に徳留嘉寛教授を招聘いたしました。化粧品科学講座を開設しております。そして、県内外のコスメ企業や生産者を交えてコスメ分野の最新技術や様々な県産素材の化粧品原料としての可能性の研究を行うとともに、人材育成を推進してきたところでございます。

このような中で、佐賀大学は昨年九月にコスメティック構想を掲げる地域のコスメ産業を支える人材を育成するため、国公立大学では初となる化粧品科学を専門とするコスメティックサイエンス学環の二〇二六年四月の開設に向けた申請を発表されたところでございます。

コスメティックサイエンス学環とは、既に様々な連携を進めておりまして、昨年十一月に開催されましたオープンキャンパスにおいては、連携して情報発信を行いまして、三十名の入学定員に対して、会場、オンラインを含めて全国から約三百人が参加するなど、大きな注目を集めたところでございます。

今後は、コスメティック構想に取り組む佐賀ならではの取組といたしまして、地元企業と大学をつなげ、学生が地元のコスメ企業から学ぶ機会をつくり、また、地元のコスメ企業に学生が就職やインターンでできるような、そういった関係をつくっていくなど、産業界とも連携していきたいと思っております。

また、将来的にはコスメティックサイエンス学環の設置を契機といたしまして、研究開発部門の企業誘致といったものを実現していきたいと思っております。こういったことを通して卒業生が地元企業で活躍できる、そういったことにつながるということも期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○田中委員〓佐賀大学のコスメティックサイエンス学環ですね、この展望については物すごく期待するところであり、また、その認知度も、十一月のオープンキャンパスでは三十人の定員にオンラインを含めて三百人以上の参加があったということ、人材育成まで含めた中で、この佐賀大学との連携は大いに期待しているところでございます。

それでは、このコスメティック構想の認知度向上及び地域のブランド化についてお伺いしたいと思います。

今後、佐賀県におけるコスメの取組をより一層盛り上げていくためには、企

業と行政が連携し、取り組んでいるコスメティック構想の認知度向上及び地域のブランド化も必要と考えております。今後の認知度向上及びブランド化については、どのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

○東コスメティック産業推進室長〓コスメティック構想の認知度向上及び地域のブランド化についてお答えをいたします。

委員御指摘のとおり、コスメティック構想の認知度の向上及び地域のブランド化については、大切なポイントだというふうに認識をしております。「うどん県」といえば香川県、「おんせん県」といえば大分県というふうに言われていますが、これと並んで「コスメ県」といえば佐賀県と言われるように認知度を高め、佐賀県に来たらコスメを購入したくなる、また、佐賀県の人は、地元のコスメを使って輝いている、そういう地域ブランドを確立していきたいというふうに考えております。そのためのポイントとしては、裾野の拡大と情報発信にあるというふうに考えております。

まず、裾野の拡大としまして、コスメ企業だけではなく、異業種や学生、生産者も含めてコスメビジネスに熱意のある人が参加、交流できる場を定期的につくってまいります。そこに専門家も加わりまして、コスメと異業種のコラボなどのアイデアを新事業につなげる、そういったチャレンジを後押ししていきたいと思っております。

そして、情報発信としましては、これまで十一年の間、地域を挙げてコスメ産業を支援してきた佐賀県だからこそできるこれからの取組やこれまでの成果といったものを、いま一度コスメ業界に、そしてコスメ業界以外の異業種にも、さらには国内外に広くコスメティック構想とともに情報発信をしてまいりますと思っております。

以上でございます。

○田中委員〓コスメといえば佐賀県と言われるように地域ブランド化をしつか

り確立させるという観点は、大変重要だと思っています。

佐賀県、唐津市、玄海町によるコスメ構想、このように行政が連携して、これだけコスメに力を入れているというのは全国的にもないと思います。また、JCCは、フランスをはじめ複数のコスメティッククラスターの組織の一員となつて連携している国内で貴重な組織であります。ここだけいっても、すみません、市議会議長会なんかにいくと、皆さん、物すごく寄つて来られるんですよ。「自分たちのところにもあるよ」とは言われるんですけども、ただ、企業がやっている、企業が生産者と契約してやっている、うちもこういうことやりとよつとばいと言われるとですけども、いやいや、そうじゃないですよ。今言った県の取組として、そしてJCCの取組としてやっているということを話すと、いや、そういう規模の形で、これが本当に動き出すんですねというところから、その後があまりPRすることが僕はできませんでした。その一つは、さつき言ったように、生産者がそこについてきてない、そこが僕たちの目指すべきところでもあります。また、佐賀大学との連携も今後展開されていくと。これからそういうふうにコスメ事業、コスメの組織ももっともつと成長していくと私は考えています。これ、ある種、唯一無二のコスメの資産、資源だと私は捉えています。まさに先ほど言われたように、コスメといえば佐賀県ですね。

そういった意味で、ぜひとも産業振興、地域振興、人材振興にコスメは生かせると思いますので、この点について唯一無二の佐賀県のコスメティック構想を今後どのように展開しようと思われているのか、井手部長の決意をお伺いしたいと思います。

○井手産業労働部長 田中委員の質問にお答えいたします。

コスメティック構想への私の思いにつきましては、二〇一二年に唐津を訪れたフランスのコスメバレーの前会長のアルバン・ミューラー氏が、「佐賀県は日本のコスメティックバレーになれる」とおっしゃいました。この提言をきっかけ

に始まったコスメ構想に、私は率直に言つて今以上の大きな可能性を感じております。既に産業集積、雇用創出、生産額倍増、県産原料を使った多くのコスメ製品、国内外のネットワーク等々、着実な成果を見せております。また、人材育成という点に関しては、佐賀大学のコスメ学環は、私たちの取組を後押しする大きな力となります。

そして、こうしたことに加えて私が大きな可能性を感じますのは、この取組に関わられているコスメ関連企業、JCC、佐賀大学、唐津市、玄海町の職員の皆さんなど、多くの人々の思いと支えがあるからです。皆さんとしっかり連携して、この唐津・玄海発で全国にも例のない佐賀県のコスメ構想に、委員御指摘の課題にも向き合いながら、しっかりと盛り上げていきたいと思っています。

私からは以上です。

○田中委員 熱い決意、ありがとうございます。

今回は、最初に言いましたように、自分が抱えている、思っている課題をしっかりと聞かせていただくことによって、私が関係者にしっかりと話しながら、共に頑張つていこうねということを言うために、この質問をさせていただきます。

ただ、今回、質問として取り上げていないのが、先ほど言われました産業の集積という観点からの質問です。今、唐津市浜崎に第一のコスメパーク集積場ができていまして、いろんなところから問い合わせが来ているということは知っておられますよね。ただ、コスメパークを実現するための課題が、受け皿等がまだまだ検討材料として残っています。コスメ関連の皆さんは大いに期待されていますので、共に考えながら、ぜひとも集積地、第二のコスメパークができれば、さらに進捗していくと思いますので、その点は課題として考えていただきますことをお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古川委員長「暫時休憩します。十三時をめぐに委員会を再開いたします。
午前十一時五十四分 休憩

午後一時 開議

○古川委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○野田委員Ⅱ皆さん、こんにちは。県民ネットワークの野田でございます。今回は、二点ほど質問させていただきます。早速、質問に入らせていただきます。

まずは、佐賀×KidZania開催事業についてお尋ねいたします。

このKidZaniaという言葉に私は本当に反応させていただきましたし、これがまた多久の技術産業学院で開催されるというところにごく期待を待っている質問となります。もう一つはイノシシ対策についてですが、ここは期待というより、疑問を持って質問させていただきたいと思っています。

KidZaniaは、一九九九年九月一日にメキシコで開業以来、昨年四月時点で世界十七カ国に二十六施設を展開し、来場者数が毎年九百万人以上、二〇二三年九月で一億人を突破するほどの人気があり、三歳から十五歳の子供を対象とした、楽しみながら職業体験や社会の仕組みを学ぶことができる子供向けのテーマパークでありますということです。ここがコラボしてということをお伺いして、非常に期待を持っているところです。

今議会において、子供向けの職業体験コンテンツを提供しているKidZaniaと連携した職業体験プログラムを実施するという予算が提案されております。私の地元である多久市にある産業技術学院が、そのメイン会場として予定されておりまして、常々、当学院には佐賀におけるものづくりの拠点であってほしいと思っていることから、この事業に非常に関心を持っております。

また、もともと産業技術学院に関しては、オープン当時は学院祭をされるときに地元の小学校が鼓笛隊としてオープニングを飾っておりました。私の子供が常に参加しておりましたので、そういった愛着ある施設でもあります。だからこそ、地元でありますので、いつも気になっている施設であります。

近年、将来の夢や目標を持たずに高校に入学する若者が多いという記事を目にしたところです。夢や目標を持たずに高校に入学し、何となく高校生活を過ごし、だんだん卒業が迫ってきてから進路を決めているということでありました。私は、高校一年生のときからしっかりと自分と向き合い、自分の向き、不向きを分析した上で進路を決めるべきだと思っております。地元の多久高校は総合学科なんですね。総合学科は、一年のときに産業社会と人間という、社会の仕組みと自分を含めた人ということテーマに、そういったところをしっかりと踏まえた上で、二年で進路を決めて、三年でその道に進むための方向性を出すということで、先生、生徒、そして父兄にも非常に好評な仕組みがあると思っています。だからこそ、高校一年のときに向き合っていたかという思いです。さらに言えば、高校生になってからではなく、小中学生の段階において、将来の夢や目標について考えるきっかけを提供していくことも大切なことだと思っています。

そのようなきっかけがあれば、小学生は小学生なりに、中学生は中学生なりに、将来、自分がどうなりたいかを考え、その実現に向けて自分を磨いていくことができるのではないかと考えているところです。そのためには、子供にとって体験活動はとても重要なことです。来年度、佐賀×KidZaniaを開催し、小学生に県内企業や伝統産業のすばらしさを体験してもらうことで、自分の将来の夢や目標についてしっかりと考えるきっかけとなり、高校卒業後、あるいは大学卒業後、やがて佐賀県内で働きたいと思ってもらえればと期待を寄せるところであります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、事業の目的であります。

佐賀×KidZaniaを開催する目的についてお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ佐賀×KidZania開催事業について、この事業の

目的についてお答えいたします。

現在、あらゆる分野で人材が不足しております、人材確保は喫緊の課題であると認識しております。こうした中で、県では、若者の県内就職促進に取り組んでおりまして、特に高校生の県内就職率六五％以上を目指す「プロジェクト65+」では、二〇一八年度に五六・九％だった県内就職率が、二〇二三年度には六五・九％となりまして、この間の県内就職率の上昇率は全国一位となるなど、一定の成果が出ております。

これに加えて、将来に向けたさらなる県内就職率の向上を目指し、小中学生の段階から県内企業のすばらしさ、佐賀で働くことのすばらしさを体験する機会を設けるために本事業を実施するものでございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ県内企業のすばらしさを知っていただく目的ということでございます。

では、この佐賀×KidZania事業の概要についてお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ本事業の概要についてお答えいたします。

まず、本事業の開催時期ですが、令和七年十一月を予定しております。土曜日、日曜日の連続する二日間で開催したいと考えております。また、メイン会場は佐賀県立産業技術学院としまして、そこに様々な体験ブースを準備するとともに、ツアー形式で企業や店舗の現場を訪問しての職場体験も準備いたします。合わせて四十種類程度の職業体験プログラムを実施予定でございます。参加対象者につきましては、佐賀県内の、主に小学校高学年から中学生程度を想定しております。また、参加料につきましては、準備するプログラムによって個々の体験料を徴収する可能性はあり得ると考えておりますが、入場料自体は無料とする想定でございます。今後、プログラムを具体化していく過程で、また検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ佐賀×KidZaniaを開催する目的と事業の概要について御答弁いただきました。それぞれの概要について詳しくお話しいただきました。ここで一つ、KidZaniaを選定した理由について教えていただければと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱ今回、KidZaniaを選定した理由というお尋ねでございます。

委員から言及のあったとおり、KidZaniaというのは、職業体験という意味では非常に有名で、大変人気のあるコンテンツでございます。また、佐賀でも以前、二〇一七年に実施しております、また、全国各地でも同種のイベントを実施しているということもございます。実は、以前から産業労働部内におきましては、KidZaniaを使って何か事業ができないかというのは検討しております、今回、県の関係者とKidZaniaの関係者が接触する機会がございまして、そこから今回、実現に向けて話がつながってきたものでございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱありがとうございます。理解できました。

それでは、開催期間についてお尋ねいたします。

せっかくこういったいい企画をしていただくことにつきましては、できるだけ多くの小中学生が参加していただけるように、例えば夏休み期間中がベストではないかと私は思ったりしたんですけれども、一定期間、開催してはどうかと思うんですが、こういったことについて県としてはどういうふうにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ今回の事業の開催期間についてお答えいたします。

今回の職業体験プログラムですが、県内企業や団体などからの出展を想定し

ておりまして、イベント当日は、それらの企業、団体からスタッフを配置していただくこととなると想定しております。一定期間、連続したイベント開催となりますと、出展予定の企業や団体から継続的にスタッフを配置していただくこととなりますので、まずは出展のしやすさを考えまして、今回のイベントでは二日間の日程で開催することといたしました。限られた日程ではございますが、なるべく多くの小中学生に参加いただけるように運営面で工夫をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱありがとうございます。本当に二日間というのがもったいないというような感覚も受けたところであります。これだけ世界的に人気のあるKidZaniaですから、運営するにしても、いろんなノウハウを持っていると思うんですね。そういったところを逆に県としても、産業技術学院としても、本当に盗み取っていただきたいというくらいの思いがあつたものですから、少しでも長くという思いをお伝えいたしました。

それでは、メイン会場の選定理由についてお尋ねいたします。

産業技術学院をメイン会場とされておりますが、その理由はどのような理由からでしょうか、お尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ今回のメイン会場の選定理由についてお答えいたします。産業技術学院には、委員も十分御承知かと思いますが、非常に充実した実習スペースがございまして、今回の職業体験イベントのメイン会場としては最適な施設であると考えております。産業技術学院にあります自動車整備や木工など、実習スペースを活用した各科ごとの体験メニューなども準備いたしましたので、多くの子供たちに体験をしていただきたいと考えております。

産業技術学院は、県のものづくり人材育成の拠点でございまして、すばらしい施設であると考えております。子供たちや保護者に産業技術学院を知って

いただくことで、将来的な入校者増にもつながるのではないかと期待しております。

産業技術学院が輩出した人材は、各県内企業で活躍しておりまして高い評価をいただいております。産業技術学院への入校者を増やすことで、ひいては県内で活躍する人材を増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ将来の入校者増につながればというようなお話でございました。私が一番初めに産業技術学院の学院長さんと話したときに、議員さん、ここは学校と違う、いわゆる文科省の施設じゃないんだと。職業関係の、そういう方面の施設なので、新しい生徒さんたちのというか、新卒とかそういったところはもう、ちよつとと言うと眼中にないというようなことをおっしゃっていた記憶を今ちよつと思ひ出したんですね。

でも、このものづくりの基礎であるところ、あるいは人間性をもしっかりと教育していただいている学院全体のすばらしさというのは、しっかりと向き合くと、本当にもつたいたい施設なんです。ですからこそ、先ほど御答弁いただきましたように、小さいうちからしっかりとなじんでいただいて、しかも、佐賀県のすばらしいものづくりをあわせて持っていただければ、本当にいいものが育つんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、出展企業の選定についてであります。

開催されるに当たり、出展企業はどのような業種や職種を考えておられるのか、また、どのようにして募集されるのかお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ出展企業の選定についてお答えいたします。

本事業は、KidZaniaとタッグを組み実施する事業でございまして、まずは子供たちが楽しく職業体験ができるコンテンツを準備したいと考えております。その上で出展企業の業種や職種につきまして、方向性として

は、佐賀が誇るものづくり企業や伝統産業など、県内企業のすばらしさ、佐賀で働くことのすばらしさを感じられるようなコンテンツを提供したいと考えております。

具体的には、販売や美容師、運転手など、子供にとって身近で一般的な職業に加えて、例えば焼き物に関する仕事ですとか、家具づくりの体験のほか、会場である多久市周辺の製造業、食品メーカー、飲料メーカーの仕事体験なども候補として検討していきたいと考えております。

今後、地元自治体や経済団体、各業界団体等とも相談いたしまして、また、庁内の関係部局とも連携いたしまして、想定しているコンテンツに沿った企業選定を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ 佐賀のものづくりのすばらしさと、佐賀で働くことのすばらしさという御答弁をいただきました。そこが本当にうまく伝わってほしいなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、職業体験プログラムの内容についてお尋ねいたします。

職業体験プログラムの内容そのものはどのようなものでしょうか。また、職業体験といいますと、小中学校でも実施している職場体験というのもございます。これも二日ぐらい行くんじゃないかなかったですかね。こういったものの差別化、利点というか、メリットがなければならぬというふうに感じるところですが、この違いについてお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ 職業体験プログラムの内容につきましてお答えいたします。

今回の事業で準備する体験プログラムにつきましては、例えば販売の仕事であれば、通常、KidZaniaの施設でも体験できるものと同じように、商品の事前説明を受けて、挨拶や接客の練習をして実際に商品の販売をする。例

えばお菓子づくりの仕事であれば、ユニフォームに着替えて衛生管理などについてしっかりと説明を受けて実際に菓子づくりをするというような内容で、一回当たり大体三十分程度で、六人程度を一つのグループとして行う想定にしております。

そして、今回の事業の大きなポイントとしては、子供向け職業体験イベントの豊富な知見やノウハウがあるKidZaniaの監修によりまして、その職業の本質的な魅力や価値といったものが、子供たちにとっても分かりやすく体験できることだと考えております。

また、子供たちが仕事をした対価として専用通貨による報酬を受け取って、それを会場などでの買い物に使用するといった仕事をして実際に稼ぐことという体験ができることも大きな特徴でございます。通常、学校等で実施している職業体験よりも、より実践的な体験になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ ありがとうございます。価値観という言葉がございました。そういったことを体験することによって、その物事の職業の役割なんかはもちろんですけども、例えば県産品のよさとか、農産品とか、そういった地元の産業はこうだけれども、そのもっと裾野の広いところに県内のいろんなところが貢献しているんだよというような、そういったこと。そして、よろしければ県内のいろんなそういった環境についても、あわせて子供たちにしっかりと伝えていただければなというふうに感じましたので、そこはどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、県内就職促進に向けた取組についてであります。

冒頭にもございましたが、将来につながればというようなお話でございました。この事業を一過性の職業体験イベントで終わらせるのではなく、将来の県内就職にもつながっていくことが最も大切なことだと考えております。他の事業

も含め、県内就職促進に向けてどのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ県内就職促進に向けた取組についてお答えいたします。

委員から御指摘いただいたように、この事業のミッションというのは、参加した子供たちに佐賀で働くことをしっかりと意識してもらいまして、将来の県内就職につなげていくことであると認識しております。

そのために、現在取り組んでおります高校生の県内就職向上を目指す「プロジェクト65+」や大学生の県内就職促進、さらにはUターン就職促進など、それぞれのステージや状況に応じた取組を途切れることなく連動させながら実施していくことが欠かせないことだと考えております。

今後も、佐賀で育った若者に佐賀で働くことのすばらしさを感じてもらい、県内企業で活躍してもらえるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○野田委員Ⅱこの二日間の体験を通して、先ほども申し上げましたように、地域のいろんなことに対する理解が子供たちに届いてこそ、子供たちに将来にわたってつなげてもらえる土台づくりになっていくのじゃないかなというふうに感じているところです。

そういった意味におきましては、例えば、小学校四年で参加したもんね、また来年も参加したいとか、せっかくですから継続性ということについて、これは来年度に始まる事業でありますので、それ以降のことをお伺いするのはちょっとあれなんですけれども、単年度で終わらせるような事業ではないのじゃないかなというふうに思っているんですが、そのところは今どのようにお思いでしょうか、お尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ再来年度以降の実施方針ということのお尋ねだったかと思えます。

まずは、御承認いただけましたら、来年度、この事業についてしっかりと取り組みまして、その事業の現場での声ですとか、あるいは効果ですとか、そういったところをしっかりと検証いたしまして、これが非常によい取組であるということであれば、またその次も引き続き実施できるように考えてまいりたいと思っております。

○野田委員Ⅱいい取組であるように、しっかりと向き合っていたいて、表現は悪いですけど、一発火花にならないというような、ここは本当にすごく期待をしているところなんです。佐賀の将来もかかっていると私は大きく捉えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、イノシシの対策についてお尋ねいたします。常任委員会の最後でございますから、ここはお尋ねいたします。

野生イノシシにつきましては、中山間地域を中心とした農作物被害だけではなく、昨年、感染が確認されました豚熱など新たな課題も生じており、現場では、県や市町、地元猟友会が協力して感染状況の監視や経口ワクチンの散布など、対策に取り組まれているところであります。特に今回の豚熱を受けて、佐賀県では野生イノシシの豚熱発生後の地域拡大が他県に比べて抑えられていることは、国においても、専門家におかれても評価されているということを知っており、皆さんの御尽力あってこそと関係者各位に感謝の念を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、九州は、豚肉生産量が全国一位の鹿児島県と二位の宮崎県を抱えており、仮に野生イノシシからの豚熱感染が佐賀県から九州全域に拡大した場合、南九州の養豚場への豚熱感染の大きなリスクとなることから、国も「ストップ豚熱」を掲げるなど、九州の養豚業を豚熱から守り、生産者の不安を払拭できるように、豚熱の蔓延防止に努めているところであります。

こうしたことから、県内外の養豚場への豚熱の感染拡大を防ぐためには、イ

ノシシ同士の接触による感染防止対策に加えて、人の活動による感染拡大を防ぐことも重要と考えております。なぜならば本州の山口県まで、ずっと西のほうに進んでいた豚熱が、福岡県を飛び越して佐賀県に来たということは、イノシシは羽を持っているわけじゃございませんので、人の感染、物の感染ということが強いからこそ、人の活動の感染というところには大きく注意を払わないとならないと私は思っています。

また、農作物被害を軽減させるためのイノシシの捕獲対策については、生産者支援課の御尽力をもつて捕獲報償金の通年化を継続することができました。営農者並びに猟友会とともに安堵しており、加えて内容を見直され、捕獲圧のさらなる強化に取り組むための予算を今議会に諮られており、その効果に期待をしているところです。

一方で、有害鳥獣捕獲の現場では、捕獲従事者の高齢化や、イノシシが学習することによるわなに対する警戒心の高まりなどの課題もあり、より効率的で効果的な捕獲対策が必須と感じているところであります。

そこで、次の点について伺いいたします。

まず、野生イノシシの豚熱感染拡大防止対策における取組についてであります。

調べてみますとといいますか、過去を見ますと、県内での発生は五十二年ぶりというふうに言われているところです。野生イノシシにおける豚熱の感染状況について、現在、状況はどのようになっているのか改めてお尋ねいたします。

○山浦生産者支援課長 野生イノシシにおける豚熱の感染状況についてお答えさせていただきます。

令和六年六月六日に唐津市において、九州では初となる野生イノシシでの豚熱感染が確認されて以降、県内の野生イノシシでは、現在までに五十九例の豚熱陽性を確認しているところでございます。現在、確認されている地点は、唐

津市の西部と、これに隣接します玄海町、伊万里市の北東部となっております。いずれも一例目の地点から半径約十五キロの範囲内の経口ワクチンを散布したエリア内となっております。

以上でございます。

○野田委員 十五キロ以内に抑えていただいているところが、もう本当にすばらしいということでありました。

今のところ、五十九例ですね。五十九例のうち、誰でもが見て分かる死んだイノシシ、あそこに、なんかころんで死んどつとのおったですよという例からいきますと、死亡したやつは、たしか二十七頭だったと思います。五十九頭のうち二十七頭ですから、率にして四六%が死亡の個体を見て、あとの分については捕獲するという形です。その捕獲してというところが、唐津猟友会の皆さんの本当に御尽力によるところだというふうに思っております。

しかしながら、懸念するところが、二月十七日、五十五例目ですかね、ほとんどが十キロ圏内に入っています。（資料を示す）ところが、十五キロ圏内というところの、この十五キロすれすれのところに二月十七日に死亡した個体が見つかっています。これを思ったときに、本当にここで抑えていただいているということなんですから、やっぱりここは生きたイノシシです、動いているな、十五キロぎりぎりのラインにいるなというのが分かるんですね。

それからいきますと、いつ、どこで起こっても、十五キロ圏外で起こってもおかしくないよねというふうに、私たちは本当に警戒しているところであります。本当に神経をとがらせながら、唐津、伊万里の猟友会の方、関係者の方々が日々対応していただいていることに、再度、重ねて御礼申し上げます。

続きまして、県外狩猟者への対応についてであります。

先ほども述べましたように、狩猟期になりますと佐賀県のイノシシは山が浅くて捕りやすいという地形的なこと、それと佐賀県のイノシシはイノブタが多

いという肉質の問題、こういうことから県外の方が狩猟登録をなさって佐賀県にお越しいただきます。しかしながら、佐賀県では、豚熱発生により感染拡大防止のために御遠慮くださいということを、県も、県の猟友会も文書や会議先でも申し上げているところでありました。それにもかかわらず、実際は、例年百五十名ほどの県外登録者があるんですけれども、三分の一が、じゃ、やめとこうということだったみたいです。でも、残念ながら、三分の二ほどが、それでも県外からの登録があつております。

そういった中で、狩猟期に県外からおいでになりますが、昨年の豚熱感染確認を受けていろいろな対策をされたというふうに伺っているところなんですけれども、県では、県外狩猟者に対してどのような対応をされたのか、改めて伺います。

○山浦生産者支援課長⇨県外狩猟者への対応についてお答えさせていただきます。

県では、豚熱感染拡大を防止するため、八月に、昨年度、佐賀県で狩猟者登録をされた県外狩猟者宛てに個別に狩猟の自粛を要請する文書を発出するとともに、また、九州各県及び昨年度登録された県外狩猟者が居住する県に対して、文書で狩猟自粛の周知徹底を依頼したところでございます。

加えまして、今年度の狩猟者登録に関する情報を発信する際には、各都道府県への通知文書ですとか、県ホームページにおいても、本県での狩猟自粛を呼びかけたところでございます。

以上でございます。

○野田委員⇨県でもそうやっていろいろやっていたいてるのは重々、大変だったという思いは分かります。

それでは、登録状況についてお尋ねいたします。

県外の狩猟者が県内で狩猟を行う場合には登録が必要となります。令和六年

度の登録状況の正式なところでの御報告をお願いいたします。

○山浦生産者支援課長⇨県外狩猟者の登録状況についてお答えさせていただきます。

県外狩猟者の登録状況につきましては、箱わなやくくりわなでイノシシなどを捕獲しますわな猟が、令和五年度は二十六件だったものが、令和六年度は十四件。銃を用いて主にカモなどの鳥類を捕獲する銃猟が、令和五年度は百十二件だったものが、令和六年度は九十一件となっております。

以上でございます。

○野田委員⇨わな猟が二十六件が十四件、銃猟、カモというふうなことでありましたが、百十二名が九十一名ということです。なんだ、わな猟は二十六名から十四名じゃないか、少ないというふうになるんですけれども、実はイノシシをとりに来られるほとんどの方は、罠の方もいらっしゃいますけれども、犬をつれてのイノシシ猟というのが結構多いでございます。そういった方々が、例えば天山山系でもしかり、八幡岳山系でもしかり、よく拝見するところです。

そういったところから見ますと、果たしてこの銃猟の中で、どれほどの方がカモ専門なのか、そこは分かりますか、お尋ねいたします。

○山浦生産者支援課長⇨内訳については、分からないところです。

○野田委員⇨ということで、内訳については分からないという状況です。恐らくカモを撃ちにわざわざ来られるというのは、ほとんどが有明海、六角川河口とか、有明海の潟付近といえますか、ああいった沿岸地域だと思います。そういった意味では、何も佐賀県でなくても、長崎県や熊本県、福岡県でもできるわけですよ。

やはりイノシシ関係というのは、先ほども申し上げましたように、山が浅い、そして豚とのあいのこですね、イノブタである、肉質がいいということから、実は鹿児島県と宮崎県と熊本県の三県がまたがるような山間地帯というのは、

イノシシの食文化が非常に高いところです。一説には、お正月に何々さん家に行ったけど、獣肉も出なかったというくらいに、こちらでいう縁起物の、お正月だとブリの刺身とか、そういったものと同等のおごちそうになるらしいです。しかも、旅館とかいろんなところでイノシシ料理が非常に提供されています。

そういった食文化があるところの皆さんが、ほとんど犬などを引き連れて、そして狩猟に来られている中に、空き家をお借りになって、そこを拠点として動かれる。捕獲したら、ちゃんと県外から取りに来て捕獲したものを持って帰る役の方もいらつしやいます。これは銃猟に限らず、わな猟でも一緒です。運び役の方もいらつしやるほど定着してとられるというケースが多いんですね。

そういったことを踏まえて、先ほど申し上げた鹿児島は、豚肉の生産量、養豚のナンバーワンです、宮崎はナンバーツーです。こういったところを控えたところがイノシシの食文化に対しても非常に高いところですから、出入りがすごく多い。そこに本来、佐賀県でイノシシが運んで来ていない豚熱が発生しただろうという現象が起こっており、私たちがそうやって経口ワクチンを散布し、私たちも、多久でありますけれども、いざというときには多久ではこういうふうにせんといかんよ、じゃ、こっちの山と、こっちの谷をしつかり確認しようね、ここに置こうと確認しようねということまで猟友会としてはしているわけですね。

そういう中において、実際に唐津では豚熱で一例目が約五百頭、二例目が約一万頭とも言われています。何頭かの感染によって、それだけの、五百頭とか一万頭のが処分されているわけですね。そういった莫大なる損失とかエネルギ―、こういったことを考えるときに、本当に、じゃ、県外から土地勘も分かんずに狩猟に来ること自体が、私は不思議だったんですね、今回の狩猟期に当たりましては。しかも、大臣メッセージまで出ているんです、来ないようという。でも、メッセージですので何の効力もないんですね。だからこそ、県外

からの登録があったと思ってます。

じゃ、何で狩猟登録の強制的な、駄目ですよということができないんですかとなったときに、そういう決まりがないんです。例えば、狩猟に関しましては、鳥獣保護法に書いてある条項を読みますと、狩猟登録者の拒否と制限というところがあります、狩猟登録できませんよというですね。その内容を見ますと、狩猟免許を有していない者、無免許ですね。二番目は狩猟免許の効力が停止されている者、何かをやって免許停止を食らっている人ですね。もう一つは、損害賠償保険などの要件を備えてない者、要は何かあったときの保険に入っていない人、この三つしかないんです。この三つだけなんです。これで登録ができるか、できないかということをやってるんです。しかし、もう一つありまして、知事は鳥獣の生息の状況などを勘案して登録者数の制限をすることができ。鳥獣の生息の状況、これは鳥獣保護法ですから、鳥獣の生息の状況、絶滅しようよというときは駄目というようなことだと思ってます。

じゃ、どうしたらそういった鹿児島や宮崎の人たちの養豚業者の安全が守られるかといったら、ないということでしたので、農林水産省の御担当にもお伺いしました。そしたら、狩猟というのは昔からあって、なかなか、何といいましかね、歴史もあって非常に手がつけにくい部分ですというような言い方でした。しかも、環境省さんのことですからということで、環境省さんに振られました。環境省さんに話をしますと、うーんということでは即答されない。じゃ、先ほど言いました知事の登録者数の制限というところ、ここが効力を発揮できますかと言ったら、不可能なことではありませんというようなことだったんです、不可能なことではありませんと。

要するに、今の法律が、こういった豚熱ぐらいだと何の強制力も持たない、おいで、いらつしやいというね。ただ来てもらったら困りますよ、はい、分かりましたという、そういう世界であって、強制力がないんですね。農林水産省

さんにも、環境省さんにも申し上げました。これだけの莫大なエネルギーと損失を出しながらでも、趣味の世界を守るんですか、おかしくないですか、豚熱が発生したときは、せめて何かの条件をもって、この県には来ないでくださいというような強制力があってもいいじゃないですか。それに關しましては、法律の問題ですから今何とも言えませんという答弁でありました。

私たちが魚釣りに行きますと、例えば防波堤から遠投をします。遠投すると、防波堤の入り口から出て行く漁船の方が、遠投した仕掛けがスクリーンにからんでぶち切られるわけですね。そしたら、漁船の方に文句言う人が中にはいらつしやるんです、切れたやつかと。そしたら漁船の方は何と言われるかというと、おまえどんは遊びに来とつとやるもん、おいどんは仕事しよつとぞと、それだけのプロ意識をお持ちなんです。

これを狩猟に置き換えると、狩猟というのは、あくまでも趣味の世界です。有害鳥獣駆除になりますと違いますよ。ですから、そういった面においては、全く同じことが言えるはずなのに、狩猟者がえらく守られている、歴史があるからということだけで。ここはね、養豚業者の方にとつたら、もう本当に何でつて思われると思います。たくさんの方が参加されて処理をされました。鳴き声がなかなか耳から離れないというようなことも聞きますし、本当に大変だったと思います。こういったことを繰り返したらいけないというふうに思います。ましてや、全国一位、二位の宮崎や鹿児島で発生させることなんか、もう絶対駄目だと思っています。

そういった意味におきましては、今、法律がこうだから駄目だということは重々分かりますので、こういったことを経験した佐賀県は、これから先、国への要望の中に、こういった要綱を新しくつくってもらうべきだというふうに私は強く思うんですけれども、そのあたりに対しての答弁をよろしく願います。

○山浦生産者支援課長 狩猟者登録を制限するような法律の制定を国に申し出てくれという質問だったと思います。

まず、先ほど委員からありました県知事が制限を加えることができるというもの、委員が言われたのは鳥獣保護管理法の十二条の三項の話をされたんだと思いますが、それは国際的には全国的に特に保護が必要な鳥獣を守るために制限を加えるというもので、今回の豚熱は当たらないと思います。

我々も国の方に、委員から国に照会をかけられたということをお聞きしましたので、国のほうが不可能ではないと言ったのは、鳥獣保護管理法の第五十九条のほうでありまして、そこらは、「鳥獣の生息状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、狩猟を行うことができる者の数を制限し、その範囲内において狩猟者登録をすることができ」となっておりまして、それのその他の事情というところで、多分、環境省が言われたのかなと思います。

この逐条解説を読みましたけれども、もともと五十九条は狩猟者登録の制限ですけれども、個体数が著しく少なくなった鳥獣種を保護するとき、個体数の調整を目的として狩猟者登録数に上限を設けることができるとされておりまして、居住地の県内外を問わず、狩猟者全体にかけるものになっています。だから、この法律自体は、県外の人を締め出すとか、県内の人は大丈夫とか、そういうのはできなくて、県内も県外もまとめて狩猟してはいけませんよというふうに制限するものです。

そもそもこの法律自体がイノシシの豚熱蔓延防止を理由に狩猟者登録の制限をかけることが可能なのかも含めまして、環境省にも再度確認をいたすとともに、検討に当たっては、猟友会、国、鳥獣保護団体とか幅広く意見を聞いた上で慎重に判断しなければならぬものだと思います。

委員のお考えをお聞きしましたが、制限するのは手段だと思えますけれども、目的は、県内外の養豚場に感染させない。そのためには、その一番の

大きなリスクとなりますイノシシの豚熱感染を県内においても、できる限り広げないとか、あと、養豚業の一大産地であります南九州に広げないということが、その思いは多分同じだと思います。県としては、引き続き県内外を問わず、狩猟の自粛とか消毒の徹底について要請しますとともに、豚熱感染状況の監視ですとか、経口ワクチンの野外散布をしつかり行いながら、国や九州各県、猟友会などと意見交換、情報を共有しながら、豚熱感染拡大の防止対策をしつかりやっていきたいと思っています。

以上でございます。

○野田委員 Ⅱ 恐らく考え方は一緒だと思うんです。ただ、環境省に申し上げたのは、大正七年に制定されたこの鳥獣保護法とかやっていく中で、こうやって二〇一八年から新たに豚熱が発生して全国的に広がりつつある中に、何らかの対応策を新しく考えていかないと、来ないでくださいねというお願いばかりで感染が本当に止まるのか。止まらないからこそ、どんどん広がっているんじゃないですかというお話の下に、だからこそ、考える、法律でいうとこうなんですけれども、でも、考えるべきところは新しく考えないといけないんじゃないですかという、そういう意味なんですよね。法律をつくれとかなんとかというのは、それはその次のことであって、こういう対応が必要じゃないですか。でないと、本当に養豚業者の皆さんの切なる思いとか、これだけの莫大なるエネルギーを使ったり、お金を投資してのことが、それを、言葉は悪いですけど、見過ごすというか、それはそっちでお金を払うけんいいよというようなことが、同じ方向で、同じ動きがあっていること自体に、すごく不思議に思うわけですよ。

そこに対して何か新しく考えることがあればということで、実は昨日も環境省の御担当の方と話したんですけれども、法律を変える、変えないじゃなくて、十分そういったところをこれから認識してしっかりと対応策を考えていただき

たいというお話をしたところなんです。今の法律だと、確かにおっしゃるとおりなんです。でも、そうだと、この蔓延はやっぱ広がりが続いていくだろうし、被害も、お金もどんどん使う状況なんです。これが例えば有害鳥獣駆除であれば、その市町の首長さんが許可して、その市町の許可した人にしかできないので、そういう活動ができますけど、狩猟登録だけは県外の人もオーケーだよという、フリーというところ自体にね、何かやっぱり考えるところがないんですかというのが私の一番の思いなんです。法律がこうだからという、そうなんです。じゃ、諦めましょうと。これで養豚の皆さんは喜ばれるというか、納得されるんでしょうか、ちよつとそこだけお願いいたします。

○山浦生産者支援課長 Ⅱ イノシシの、制限を加えるとか、どうしたら九州の一大産地を守るかということにつきましては、国ともいろいろ協議をしながら、国とも意見を交換しながら検討していきたいと思っています。

以上です。

○野田委員 Ⅱ すぐにどうして下さい、こうして下さいじゃないんです。やっぱりこうやっていろんな、大きなロスが発生しているから、だからこそ、こういうところはやっぱり行政に携わっているみんなが考えていかなければならないことじゃないかなということで申し上げたところです。今の御答弁、これから先、ぜひ御検討というか、前に進んでいただければというふうに思うところですよ。

続きまして、違法なわなへの対応についてです。

今年もありました。昨年私はこのことについて質問させていただいて、昨年は議会が終わった後に県警の方、あるいは生産者支援課の皆さんとも再度打ち合わせをさせていただいたと思います。

狩猟期になりますと、道路近く、近くというよりは、道路の脇なんです。乱雑に仕掛けられたくくりわななど危険な状態のものや、地域で実施している

有害捕獲活動の妨げになっているものなどを見かけることがあり、住民や地域活動の安全を確保するためにも、厳正に対処していかなければならない。これはもう本当に強く思っているところです。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

これまでの取組について、県では、違法なわなの防止、改善に向けてこれまでどのように取り組んでこられたのかお伺いいたします。

○山浦生産者支援課長⇨違法なわなに対するこれまでの取組についてお答えさせていただきます。

鳥獣を捕獲するわなにつきましては、鳥獣の保護や狩猟時の危険防止などの観点から、法令により、例えば鳥獣保護区や公道などへの設置の禁止、管理できる数以上の設置の禁止、設置者の住所や氏名などを記載した標識の表示などの規定が設けられております。

これらの規定が守られていない、いわゆる違法なわなは、狩猟者や住民に危険を及ぼす可能性があることや、農作物被害軽減のために市町の許可を受けて行われております有害鳥獣捕獲の妨げにもなることから、県や市町の職員、県内三十四名おります鳥獣保護管理員による巡回を随時行っているところでございます。

さらに、巡回などによりまして違法なわなが見つかった場合には、県と市町の職員で現場に向きまして、わなの設置者への連絡ですとか撤去などの指導、住所、氏名が記載していない標識の場合は、違反の内容や是正措置を示した警告書をわなに設置したりといった対応を行ってきたところでございます。

一方で捕獲されたイノシシが公道にはみ出すくくりわななど、周辺の一般住民に直ちに危害を及ぼす可能性がある危険性が高いわなが設置された場合には、わなの設置者の同意を得ず、県や市町の職員がわなの解除ですとか撤去を行うと、法的にわなの設置者の所有権を侵害する可能性がありますことから、解除

等の緊急的な対応ができないということが課題となっております。そのため、対応策について法律相談ですとか、警察、国との協議を重ねてきたところでございます。

○野田委員⇨皆さん、なかなか想像がつかないと思うんですけども、例えば、山に登っていく林道であれば山のイメージがわくと思います。集落と集落の横につながる山の林道ですね。そういったところでありますと道路は舗装されています。そして、水が脇に流れて壊さないように縁石みたいなものもずっとしてあるんですね。その縁石から一メートルぐらい得て、のり面があるんですね。そののり面を見ますと、イノシシが入っていくような獣道というのがあってですね。そういったところを見計らって道路の一メートル横のところにくくりわなを掛けていらっしゃるんです。ですから、こういったところには木も生えてなければ、固定するものが何もないんですね。ということは、直径十センチから十五センチぐらいの丸太の一メートル五十センチか二メートルぐらいのやつを切ってきて、それにくびって置いてあるわけです。イノシシがもしそういう獣穴に入っていくかと思つて万が一かかったときにパニックになるんですね、やっぱりね。そのときにどこに逃げるかというと、わざわざ薄暗いほうには逃げずに、動きやすいほうにまず逃げるんですね。そうすると、道路の一メートルぐらいの隙間にわなを掛けてありますから、まず道路を走り回るという危険性があるんですね。

今年は私が確認した中で一番ひどかったのが、三十メートルの区間に四つ、そういうわなが置いてあるんです。そういったことを平気で県外からの方々がなさっているんですね。地元では、もう本当に危険極まりないという苦情が入ってくるわけです。そういったことに関して昨年から非常に目立つようになりましたので、県でもいろんな対応策を少しずつ進めていただいているところですよ。

県警との連携だけ教えていただいてよろしいでしょうか、状況を、お願いいたします。

○山浦生産者支援課長⇨県警とは、違法なわなが設置されている場合があります。したら、確認に行つて設置者の方に連絡を取つたりとか一緒に行つたりしております。

○野田委員⇨県警の方にお尋ねしますと、今、そういったいろんな情報を集めているということでありました。それを基にこれからの対応はしっかりと考えていくということでした。あまりにもひどければ、私はもう、次年度からの県外者の登録なんかは、もう本当に御遠慮願いたいというくらいに、マナー違反どころじゃないですね、ルール違反なんです。ですから、ちよつと言うぎんだ、捕まってもおかしくないよねというくらい目の余るひどさでありますので、どうぞこれからもいろいろな形で御尽力願いたいと思います。

続きまして、令和六年度狩猟期の対応についてであります。

違法なわなに對して具体的にどのような対応をしているのか伺いたします。

○山浦生産者支援課長⇨令和六年度狩猟期の対応状況についてお答えさせていただきます。

これまで課題でありました危険性、緊急性が高い違法なわなの設置に對しまして、所有権を侵害することなくすばやい対応ができるよう、狩猟や有害鳥獣捕獲について規定します第十三次佐賀県鳥獣保護管理事業計画を今年度改正したところです。

改正の主な内容につきましては、わなを使用する使用者の登録の申請に際して、法令順守の誓約並びに用具等について法令に違反した場合に、猟具等が県により解除、撤去、処分されることに同意する旨の書面の提出を義務化したところでございます。

これにより、違法なわなに関する通報は前年度の八件に對して令和六年度は三件に減少するなど、抑止効果が見られているところです。

また、一般住民に危害を及ぼす可能性がある公道のり面などの不適切な場所にされたくくりわなを同意書に基づき直ちに解除することができまして、危険な状態を取り除くことが可能となったところです。

以上でございます。

○野田委員⇨本場に大きな成果を出し始めたというふうには思っています。違法を重ねる方々は、どこの方面から来られているというの皆さんはつかんでいらつしやると思いますので、さらなる監視の下、これから活動しやすい、地域の人が安全でありますことを願ひまして、次の質問に入らせていただきます。

最後です。イノシシの捕獲対策について伺いたします。

まず、人材育成についてですが、その前に「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について」という通達を二月二十六日付で生産者支援課よりいただきました。

このことはどういったことかといいますと、二年前、長野県で地元住民が刺殺され、警察官が猟銃により射殺された誠に残念な事件です。これを受けて使用された猟銃が、たまたま特定ライフル、いわゆるハーフライフルという銃です。有効射程距離は一般の散弾銃よりも三倍ほど長い百五十メートル前後、主に鹿やヒグマに使われているところですが、遠距離を生かしイノシシ猟にも使用いたします。しかし、事件はパトカーの脇での犯行でありました。長期間、使用されていなかったハーフライフルが使用されたということを受けて、一般ライフルと同程度に許可基準を厳格化したところであります。

それにつきまして、本来は十年以上の猟銃の所持許可を受けている者でないと特定ライフルは使用できなくなりました。しかしながら、有害鳥獣関係従事者については、十年以上の猟銃の所持許可がなくても、以下の場合にはでき

ますということだと思います。それが市町などから特定ライフル銃を使用して捕獲などに従事する必要があることの推薦を受け、当該計画に基づく捕獲などを行う場合、いわゆる市町などから推薦を受けるといふ条件があります。ということは、市町が推薦をするに当たっては、何らかの要件、項目とかはあるのでしょうか、これが一つです。

もう一つ、さらに県からということで、特定ライフル銃による捕獲活動が県内の事業、被害防止に広く資する活動であることの確認し、その後、補償等すべき地域・区域等を定めるといふ、この二つ、市町の要件と、さらに県からという要件が二つ入っています。

これについて御説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。○山浦生産者支援課長Ⅱ令和七年三月一日に施行されました改正銃刀法に関して、緩和措置のための市町の推薦と県の確認について御説明させていただきたいと思います。

まず、先ほど委員からお話がありましたとおり、ハーフライフルというのがありますが、ハーフライフルがライフルと同じように、十年、猟銃を持つてないと使えませんよと。ただし、市町の推薦があつて、さらに県の確認があつて、公安委員会に出すと、その十年というのがなくてすぐ使えますよというのが今回の改正の一つの内容になっています。

市町の推薦といいますのは、各市町の被害防止計画に基づく有害鳥獣捕獲を行う際にハーフライフルを使用する必要がある、それが一つの推薦の理由になるかと思えます。それをもって推薦される。で、公安委員会に所持許可の申請をすることができると。

さらにというのは、県の確認が必要なものというのは、ハーフライフル銃を使って一つの市町だけではなくて、複数の市町で有害鳥獣捕獲を行う場合ですとか、また、有害鳥獣捕獲だけではなくて、狩猟にも使いますよという場合は、

捕獲活動が県内の事業被害防止に広く資する活動というふうになりますことから、県による確認を受ける必要があります。簡単に言いますと、一つの市町だけで有害鳥獣捕獲しかないという場合ですと、市町の推薦だけでよいということになります。複数の市町で有害鳥獣捕獲をする場合とか、狩猟にも使用するという場合には、市町の推薦と県の確認の両方を受けて公安委員会に提出する形になるということです。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ分かりやすく御説明いただきましてありがとうございます。

それでは、捕獲対策の人材育成についてお尋ねいたします。

県では、イノシシの捕獲技術向上のため人材育成にどのように取り組んでおられるのか伺いたします。

○山浦生産者支援課長Ⅱ捕獲技術の向上のための人材育成についてお答えいたします。

イノシシの捕獲に当たっては、イノシシの習性を把握せず、ただ漫然とわなの数だけ増やしても、イノシシが学習を重ねるだけで、捕獲は容易ではないと。専門家の意見としましては、国内にある数万個の箱わなのうち、半分は一年に一頭も捕獲実績がないという御意見もあります。

このため、農作物に被害を与えるイノシシを確実に捕獲できる技術を習得した人材を育成することが非常に重要となっております。

県では、イノシシを確実に捕獲できる技術を現場で指導できる人材を育成するため、令和二年度から、狩猟免許を取得している県職員ですとか市町職員等を対象としまして、捕獲技術の研修に取り組んでおります。令和五年度までに受講した市町職員五名、県職員十六名が現場での指導や捕獲に従事しております、農家のリーダーであります農業士の方々から高い評価を得ているところでございます。

また、多久市と小城市のモデル集落では、地域の中から捕獲担い手の候補者を選定してもらいまして、捕獲技術に関する専門家の指導の下、農作物に被害を与えるイノシシを確実に捕獲できる技術を習得するため、令和五年度から捕獲技術研修会を実施しているところでございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ我が町におきまして、新人といいますが、若い人から三名、そういった研修でお世話になっているところです。そこに関しましては非常に期待をしているところでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、二番目、ICTを活用した捕獲対策についてお尋ねいたします。

より効率的で効果的に捕獲対策を実施するためには、ICT技術を活用した捕獲も取り入れる必要があると思います。これについてどのような取組が行われているのかお尋ねいたします。

○山浦生産者支援課長ⅡICTを活用した捕獲対策についてお答えいたします。

現在、ICT技術を活用した捕獲対策としては、イノシシの捕獲をメールで知らせる捕獲通知システム、また、大きいイノシシが箱わなに入ったときだけ扉を落とす赤外線センサーなどがありまして、県内では、玄海町で捕獲通知システムによる捕獲作業の省力化技術が導入されています。

ICT技術を活用した捕獲対策は、有害鳥獣捕獲従事者の高齢化や担い手不足といった課題解決のための方策の一つとしても大変有効なことから、県では、これらを推進するため捕獲通知システムや赤外線センサーの捕獲現場での実証試験に取り組むとともに、昨年七月に開催した狩猟イベントにおいて、ICT機械の展示を行ったところです。

また、国においても、スマート捕獲を推進するため、来年度の交付金のメニューを拡充し、モデル地区を選定した上で捕獲の省力化や生息状況のデータを収集し、効率的な対策につなげる取組を推進することとされておりあります。こう

した新規事業も積極的に活用しまして、今後も農作物被害の減少に結びつく効果的な捕獲対策であるICT技術の活用を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○野田委員Ⅱなかなか知恵比べで、同じことをやっていても効果が上がらなくなってきたところに、こういった最新技術を使っていることが非常に魅力的に感じている人たちが多く増えてまいりました。どうぞ、こういったところの研究とか、あるいはそういったモデル地域とか、これから先、しっかりと検討材料に入れていただきたい。そして、少しでもそれを普及対策につなげていただきたいというふうに願う次第です。よろしくお願い申し上げます。

次に、捕獲後のイノシシの処理対策についてです。

捕獲されたイノシシの多くは、埋設処理されており、これが捕獲従事者にとって大きな負担となっているのは、もう皆さん御存じのとおりであります。

県では、捕獲後のイノシシ処理対策についてどのように取り組まれているのかお尋ねいたします。

○山浦生産者支援課長Ⅱ捕獲した後のイノシシの処理対策についてお答えいたします。

捕獲した鳥獣は、鳥獣保護管理法により、捕獲した場所に放置してはならないとされておりまして、その多くは捕獲した方々によって埋却処理されています。埋却処理には山中での穴掘りが必要なため、捕獲従事者にとって大きな負担となっています。

捕獲従事者による処理の負担を軽減するため、県では、これまで市町職員を対象とした会議や研修会の場において、イノシシ処理対策の優良事例であります有田町で実施されている捕獲したイノシシを冷凍庫で一時保管し、県外業者に引き取ってもらう取組ですとか、県内の食肉加工処理の取組、また、堆積を

減らすために行う処理、いわゆる減容化の取組ですとか、処理施設の整備に活用できる補助事業などについて紹介しまして、県内の全ての市町に対してイノシシ処理対策に積極的に取り組んでいただくよう、働きかけを行ってきたところでございます。こうした働きかけによりまして、今年度、太良町で一時保管用の冷凍庫が整備され、四月から運用を開始される予定となっております。

なお、太良町の冷凍庫の整備につきましては、事業費の五割が国の交付金、二割が県の補助金を活用しております。また、来年度からの運営についても、業者への委託費は国の交付金の対象となっておりましてでございます。

こうした具体的な取組に対して、ほかの市町も関心を寄せているところでございます。

以上でございます。

○野田委員Ⅱそういった面に関しまして環境が大分整ってきているんじゃないかなと思います。後は、市町に温度差がある、あり過ぎるというふうに思っています。今、市町職員さんへの御指導関係の御答弁がありました。伺っていて、じゃ、あなたのところだったらどういう処理をやりますかというくらいの提案書をつくってみてくださいというくらいの研修をしていたきたいなというふうに感じた次第です。それほど早々な対応をしていただきたいというように思いで地域の従事者は、もう本当に精いっぱいな思いでやっているとところです。いまひとつの後押しをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

最後です。今後の取組についてであります。

より効率的で効果的なイノシシの捕獲対策の推進に向けて、県では今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○山浦生産者支援課長Ⅱイノシシ対策の今後の取組についてお答えいたします。イノシシの捕獲対策につきましては、引き続き、捕獲人材の育成やICT技

術の活用、捕獲後のイノシシ処理対策を進めるとともに、今後は、モデル地区において捕獲アプリ等を活用したイノシシの捕獲情報と農作物被害のマッティングによる効果的な対策ですとか、来年度から交付金のメニューに追加されますコルゲート管を活用した簡易的な集埋施設の実証などに取り組みながら、より効率的で効果的な捕獲対策を進めてまいります。

鳥獣による被害を軽減するためには、捕獲対策をしつかり進めるとともに、すみ分けや進入防止対策もあわせた三つの対策を費用対効果も考慮しながら、バランスよく実施していくことが極めて重要となっております。

市町などの関係機関・団体と連携し、現場の実情に即した対策を講じ、農作物被害の減少につなげてまいります。

以上でございます。

○野田委員Ⅱ新しくコルゲート管という、これは埋設するための管というふうに考えてよろしいわけですね。これを市町単位でもやっていくことをこれから検討するというか、進めていくことですね。ぜひそういった面でも、一つでも前に進めていただきたいと思います。

皆さん、御存じのとおり、捕獲する人たちの高齢化は、もうどんどん進んでいるところです。それに比べて若い人の従事者が比率的にはなかなか少のうございます。そういった意味におきまして、環境を整えるというところ、お金の問題は、もう二の次なんですよね、本当はね。こういったことをしっかりと、活動しやすい環境づくりというのが非常に大事だと思っておるところです。これからの施策、対策に期待を込めまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○石倉委員Ⅱ自民党の石倉でございます。この委員会では六月に一回、質問をさせていただきます。その折とあまり変わったことはないんですが、農地中間管理機構と食肉センター、ノリの安定生産、また、水田活用と九州シンクロト

ロン光研究センターの二件を追加して五項目について質問をします。しっかりと答えていただきたいというふうに思います。それでは、早速質問をさせていただきます。

農地中間管理事業についてお尋ねをいたします。

農業従事者が減少していく中、農業の基盤となる農地を維持していくためには、地域農業の担い手、農地の集積や集約を進めることが重要であると思います。特に、農地中間管理事業は、担い手に農地の集積・集約を進めるための制度であり、本県では、佐賀県農業公社が農地中間管理機構として指定されております。

このような中、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地の貸借は、これまで市町農業委員会が担ってきた利用権設定事業、いわゆる相対での農地の貸借が廃止され、令和七年四月から農地中間管理事業に一本化されることになっております。

このため、農地中間管理機構の事務量は、今後増加していくものと推定され、今の体制のままでは健全な経営が維持できなくなるのではないかと危惧しております。担い手への農地の集積・集約を加速化するためには、農地中間管理事業の活用が鍵となると考えております。農地中間管理機構が果たす役割や安定的な運営がますます重要になってくるところであります。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

農地中間管理事業における手数料徴収の背景についてお伺いをいたします。

佐賀県農業公社では、令和七年四月から農地の賃貸借に係る手数料を徴収することになりましたが、その決定に至った背景にはどのような経過があるのか、佐伯課長に御答弁をお願いいたします。

○佐伯農業経営課長 農地中間管理事業における手数料徴収に至った背景、経緯についてお答えいたします。

委員から御発言がありましたように、令和七年四月以降、農地の貸借、いわゆる貸し借りにつきましては、農地中間管理事業による貸借に一本化されます。これに伴いまして佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業の契約手続や、賃料の受け払いなどの業務量が数年後には三から四倍に増加する、そういうふうに見込まれております。そのために体制の整備が急務になったところでございます。

これまで事務費については、国や県の補助金でほぼ賄われてきたところでございますが、今後、補助金のみでは増加する業務への対応が難しいと予測がなされまして、事業を利用する地権者と耕作者の方々から事務手数料の対価として経費の一部を徴収することを農業公社のほうで判断されたものでございます。以上、お答えいたします。

○石倉委員 それでは次に、手数料率の算定についてお尋ねをいたします。手数料率は1%と聞いておりますが、どのように算定されたのか、佐伯課長、お願いします。

○佐伯農業経営課長 手数料率の算定の方法についてお答えいたします。農業公社では、業務量の増加への対応や体制整備に必要な経費につきまして、当面の令和十一年度まで試算が行われております。必要な経費を賄うため、既に手数料を徴収している他県の手数料率を参考に、収支の試算を行い、手数料率は先ほどの1%が妥当ということで判断され、決定されたところでございます。

以上、お答えいたします。

○石倉委員 次に、農地中間管理事業の収支のシミュレーションについてお伺いいたします。

増加していく事務費の不足分と徴収を開始する手数料は、どのように推移するとシミュレーションしておられるのかお聞きをいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ農地中間管理事業の収支のシミュレーションについてお答えいたします。

農業公社では、手数料の導入を決定するに当たりまして、補助金額が令和五年度の額で推移することを前提に、令和六年度から十一年度までの六年間の収支のシミュレーションが行われたところでございます。

シミュレーションが行われました令和五年度の時点におきまして、令和六年度は事務の一元化に伴うその前準備といたしまして、貸借管理システムの改修経費がかかるということから、不足分、事務費の増加分として八百六十万円を試算されております。実際のところ、今年度につきましては、国から補助金の増額がございましたので、現時点での不足額というのは二百三十五万円程度に収まっているところでございます。来年度、令和七年度につきましては、一本化が始まります。それに伴います事務費の増加額を九百九十万円と試算されております。

一方で手数料の徴収が始まります。手数料の収入は、令和七年度は三百三十五万円を見込んでおりまして、差し引き六百五十五万円が不足する、そういった見込みとなっております。その後、手数料の対象となる貸し付け面積は年々増加いたします。令和九年度には手数料収入は千五百八十万円と試算されております。令和九年度においては、単年度収支が黒字となる見込みになっております。

さらに、その後も手数料の対象となる貸し付け面積は増加が見込まれておりまして、令和十一年度には、単年度の手数料収入は二千三百八十三万円まで増加すると試算されております。この時点におきまして、令和六年度から令和八年度までに発生した単年度のいわゆる赤字の累計についても、令和十一年度には解消されるというふうに見込まれております。

以上、お答えいたします。

○石倉委員Ⅱ佐伯課長、今、数字を言っていたんだけれども、総括して考えたら、順調に経営ができるという判断でいいんですか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ事務費は増加いたしますが、来年度から手数料を徴収するということで、令和十一年度までには赤字も解消し、安定的な運営ができるといふふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○石倉委員Ⅱよろしく願います。

次に、農地中間管理事業の活用面積についてお尋ねをいたします。

シミュレーションのとおり収支均衡となるには、想定する農地中間管理事業を活用した担い手への貸し付け面積を確保していくことが重要と考えますが、いかがでしょうか。

○佐伯農業経営課長Ⅱまず、現状の貸し付け面積をお答えいたしますが、直近のデータといたしまして、令和六年九月末時点で農地中間管理事業が担い手へ貸し付けている面積は六千五百五十ヘクタールとなっております。

委員、先ほど御質問がありました安定的な運営に必要な面積についてですが、現状、六千五百五十ヘクタールとなっておりますけれども、農業公社の試算によりまして、事業費の増加分を手数料収入が上回る、単年度で黒字になると見込まれているのが、先ほど申し上げました令和九年度になります。そのときの貸し付け面積が一万一千三百ヘクタール、現状が六千五百五十ヘクタールですから、一万一千三百ヘクタールまで拡大する必要があるというふうに見込んでおります。

さらに、累積赤字が解消される見込みの令和十一年度までには、貸し付け面積は一万四千四百ヘクタールとなっております。安定的な運営のためには、この面積を担い手へ貸し付けていることが必要となっております。

以上、お答えいたします。

○石倉委員Ⅱ令和十一年度で一万四千四百ヘクタール、これは目標数値ですね。分かりました。

そこで、現在の活用面積についてお尋ねをいたします。

まず、農地中間管理事業を活用して農地中間管理機構が担い手へ貸し付けている面積、いわゆるストック面積はどの程度なのかお聞かせください。

○佐伯農業経営課長Ⅱ直近のデータになりますが、先ほどお答えいたしましたように、令和六年九月末時点で六千五百五十ヘクタールを機構から担い手へ貸し付けております。

以上、お答えいたします。

○石倉委員Ⅱ次に、農地中間管理事業の周知についてお尋ねをいたします。

先ほどの面積で活用されるためには、令和七年四月から開始される手数料徴収を含め、農地中間管理事業のPRがますます重要となってくると考えております。

県として今後どのように周知を図っていくのかお尋ねをいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ事業の周知についてお答えいたします。

今回の貸借の手続の一本化や手数料徴収に関しては、農地の受け手である農家の方々だけではなく、出し手になる地権者の方々も関係いたします。このため、県では一本化や手数料徴収開始を含む農地中間管理事業について、多くの方へ幅広く周知することが重要と考えております。

このため、県では、農業公社と連携いたしましたして、農業委員会の研修での説明、市町などの窓口でのチラシの配布、また、それら市町や農業委員会の広報への掲載の依頼、また、新聞やラジオでの広報にも取り組んでおります。こういった取組を幅広く行いながら周知を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○石倉委員Ⅱ次に、条件の悪い農地における農地中間管理事業の活用について

お聞きをいたします。

平坦地域と比べ、中山間地域など条件の悪い農地は、受け手となる農家が少なくない。こういった地域こそ農地中間管理事業を活用して守るべきだと思えますけれども、県ではどのように考えておるのか。有効利用確保向上のため、どのような指導を考えておるのかお聞きをいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ条件の悪い農地における農地中間管理事業の活用についてお答えいたします。

不整形、形の悪い農地など条件が悪い農地、特にそのような農地の多い中山間地域の対応は、大きな、そして難しい課題と認識しております。この課題の根本的な原因は、委員おっしゃいましたように、そもそも条件の悪い農地を引き受ける担い手が少ないことというふうに認識しております。農地中間管理事業だけで解決できるものではないとも考えております。

こうした中、今年度、県内全ての市町で今後の農地の在り方を見える化する地域計画の策定に向けた話し合いが行われております。策定後も計画の見直し、実現に向けた話し合いが継続していくこと、こういったことが非常に重要と考えておりました。この話し合いの中で条件の悪い農地を含め、どの農地を守るのか。そして、誰が耕作するのか、こういったことを地域の皆さんでまずは検討していただくことが重要と考えております。

条件が厳しい地域で新たに担い手を確保することは、先ほど言いましたように難しいことではありますが、漠然とした将来への不安を話し合いを通じて具体化、課題化することで、できることから少しずつ受け手の確保に着手していただければと、そして、それを進めていきたいと考えております。

こうした取組とあわせまして、農地中間管理事業の活用、また、条件が合えば基盤整備事業も準備されております。こういった基盤整備事業の活用を推進するなどして、条件の悪い農地や中山間地域における農地への対応を進めてま

います。

以上、お答えいたします。

○石倉委員Ⅱ次に、今後の農地中間管理機構の安定的な運営についてお聞きをいたします。

今後、農地中間管理機構が果たす役割がますます重要になってくると考えております。農地中間管理機構の運営が安定的に行われるため、県としてどのように対応していくのかお伺いをいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ農地中間管理機構の安定的な運営へ県がどのように対応していくのかということについてお答えいたします。

農地中間管理事業は、法律に基づく国の事業でございます。今回、法改正による一本化に伴う業務量の増加に対しましては、国において、まずは十分な予算を確保していただきたいというふうに考えております。

このため、今年度の五月と十一月には政府提案などを行っております。これまでも機会あるごとに、国に対し、予算の確保を要望してきたところでございます。この結果、今年度は、国からの追加配分もあつたところでございます。今後も積極的に働きかけを行っていきたいと考えているところでございます。

また、貸し付け面積を確保するためには、地域の農業者や農地に詳しい市町や農業委員会の役割も非常に大きいところでございます。市町や農業委員会の皆様に対しまして、事業への協力を要請してきたところでございます。今後も、農業公社と市町、農業委員会で事業の円滑な体制が構築されるよう、働きかけてまいります。

あわせてまして、農業公社自らにおいても、事務手続の一層の簡素化や効率化を進めることができるよう、私ども県も一緒になって事業量や経費の削減に取り組んでまいります。

今後、農業従事者が減少していく中、農地中間管理事業を担う機構の役割は、

ますます重要になってまいります。将来にわたり安定的に機構が運営されるよう、財源の確保、協力体制の構築など、様々な面において県としても必要な対応をとってまいります。

以上、お答えいたします。

○石倉委員Ⅱ佐伯課長、ありがとうございます。令和七年度が六千五百十ヘクタール、令和九年度が一万一千三百ヘクタール、令和十一年度が一万四千四百ヘクタールの確保がシミュレーションでできるということです。今現在、農業公社で内部留保金が八千万円ぐらいあるというふうな話も聞いております。年間の国、県の補助率が、令和六年度で国が六千四百万円、県が二千四百万円、これだけあつたら農業公社の経営は何とかできるというふうな判断でいいんだけれども、国が常にこの配分率で金を交付するということは断定はできないので、必ず追跡調査をしながら、ここといったときには県としても、貸手、借手の方々が困らぬように、先手先手で対応策を考えていただきたいと思うけれども、そこはどうですか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ委員御発言がありましたように、国の補助金が、ずっとこの額が交付されるかどうかというのは、はっきりしていないところでございます。ただ、この農地中間管理事業は国の事業でございます。そういった意味で国に対して必要な予算というのは確保していただくよう、働きかけは継続したいと思っております。

さらに、先ほど御答弁申し上げましたように、働きかけた結果、増額といったことも対応していただいていますので、もし減額しそうなきには、委員から御発言がありましたように、先手先手の対応を行いながら、農家の皆さん、地権者の方々が困ることがないよう、進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○石倉委員Ⅱ次に、水田活用の直接支払交付金の要件見直しについてお尋ねを

いたします。

本県では、恵まれた自然条件の中、整備が進んだ水田や共同乾燥調製施設を生かしながら、生産性の高い水田農業が展開されております。夏作には米や大豆、冬作には麦やタマネギを中心に、農地や農業機械・施設の高度利用により水田をフル活用する農業を確立してきております。また、こうした土地利用型作物に加え、アスパラガス、イチゴ、キュウリなど、施設園芸を導入した複合経営による農業所得の向上を図ってきたところであります。

こうした高度な水田農業の展開に当たっては、国において措置されている水田活用の直接支払交付金、いわゆる水活交付金を大いに活用してきたことと認識しております。この水活交付金においては、五年のうちに一度も水張りを行われていない農地は、交付金の交付対象としないという方針が令和三年に示され、令和五年から五年水張りの要件が課せられています。

そこで、生産性の高い水田農業を実施してきた本県にとって、この五年水張りの要件は、麦、大豆等の生産や農地の有効利用に影響を与えるのではないかと危惧していました。このような中、国は、今年の一月三十一日の衆議院予算委員会において、水田政策の見直しの方向性を示し、江藤農林水産大臣から、令和九年度以降の五年水張り要件は求めないと明言されました。水田政策の見直しの方向性については、具体的な内容がまだ十分に明らかにはなっていないものの、この五年水張りの要件緩和という英断については、私は大変評価をしておるところでございます。

実は、昨年の農業議連で十二月十八、十九日に要望活動に行った折に、山下参議院議員から、内々にはございましたけれども、どうもこの水張り要件が見直されるようだというふうな話があったものですから、川崎課長に、どうも見直すような話があるよということで電話をしました。川崎課長はびっくりされて、私も、よかったねという話をしました。正式には、農水大臣が衆議院の

予算委員会で、五年水張りの要件を求めないと断言されたものですから、助かったねという話をしたところでございます。

やはり佐賀県のように、表作、裏作をして、特にトレーニングファーム、ミニファーム等を含めた施設園芸の水張り五年というのは、大変厳しい要件が重なってくるということを生産者の方からも聞いておった関係上、よかったなと、佐賀県にとっては大変よかったんじゃないかなという感じがします。

そこで、次の点について伺いをいたします。

水活交付金の支援内容についてお聞きをいたします。

水活交付金の支援内容は、主にどういったものなのかお伺いいたします。

○川崎園芸農産課長 水活交付金の支援内容についてお答えをいたします。

水活交付金は、水田における米以外の作物、いわゆる転作作物ですが、この作物の定着だとか産地づくりを後押しするものでございまして、主な支援としては、戦略作物助成と産地交付金の二つがございまして。

まず、戦略作物助成は、麦や大豆、あと畜産の餌となりますWCS用稲など、輸入依存が高いものを戦略作物と位置づけまして、これらの作物を生産する農業者を支援するものでございます。例えば、麦や大豆であれば十アール当たり三万五千円、WCS用稲であれば十アール当たり八万円が交付されるものとなっております。

次に、産地交付金につきましては、地域の特色を生かした産地づくりが行われるよう、県や地域が独自に設定する取組を支援するものでございます。本県においては、例えば先ほど御紹介のあった麦や大豆で表・裏の二毛作を行えば、十アール当たり一万二千円程度、タマネギなど露地野菜の新規作付を行えば十アール当たり五万円などが交付されるものとなっております。

県では、こうした水活交付金を有効に活用して、麦や大豆の生産振興、あるいは二毛作の推進を図って耕地利用率や農家所得の向上に努めているところで

ございます。

以上、お答えします。

○石倉委員Ⅱ次に、五年水張りの要件についてですが、五年水張りの要件はどういったものなのかお聞かせください。

○川崎園芸農産課長Ⅱ五年水張りの要件についてお答えいたします。

水活交付金につきましては、既に米以外の生産が定着してしまった農地だとか、現況として米の生産がなくなっている農地については、交付対象としないとされておりまして、五年水張りの要件は、そのことを明確にするために設けられた要件となっております。

具体的には、令和四年度から八年度までの五年間に一度も水張りが行われていない農地は、交付対象水田から除外されるというふうになっておりまして、この水張りについては、基本的には水稻の作付が行われているかどうかをもつて確認することとされています。

ただ、水稻の作付がなくても、農地に水をためる湛水管理、これが水張りということですが、これを一カ月以上実施するなどした場合は、水稻の作付を行った、要は水張りをしたというふうにみなされるものとなっております。

以上、お答えします。

○石倉委員Ⅱ次に、五年水張りの要件の問題点について伺いいたします。

五年水張り要件は、本県の水田農業や農家にとってどのような問題点があったのかお尋ねをいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ五年水張りの要件の問題点についてお答えいたします。

五年水張りの要件を満たすことができなかった場合、水活交付金の交付対象水田から除外されるということになります。その除外となった農地に麦や大豆を作付しなくても、冒頭お答えしました戦略作物助成や産地交付金が交付されなくなるということで、麦や大豆を作付しなくなるおそれがありました。

そうした交付対象外となる農地が地域内に点在してしまった場合、米と大豆とのブロックローテーションの体系が崩れてしまうとか、表作に米または大豆、裏作に麦といった二毛作による農地の有効利用が停滞することなど、本県の特徴であります水田フル活用 of の取組に支障が生じてしまうということが懸念されていたところでございます。

また、施設園芸農家におきましては、ハウスを撤去するなどしないと水張りの要件を満たせないということもございますし、そういった要件を満たせずに交付対象水田から外されたといった場合には、高齢となって施設園芸をやめた後に麦や大豆を作付しようとしても、交付金がもらえなくて採算がとれないということを非常に心配されていたところでございます。

以上、お答えします。

○石倉委員Ⅱ川崎課長ね、今答弁されたけれども、そのごとく、貸手と借手がトラブルになりかねない状況にあったと思います。だから、皆さん方が一生懸命、額に汗して頑張っていたんだと思うけれども、ここはやっぱり国会議員しかできない部分もあるものですから、情報は国会議員の先生方とも共有しながら、じゃ、佐賀県のために何ができるかということを佐賀県からアドバースを上げんといかぬというふうに思いますので、今後ともぜひ深掘りをしながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、要件緩和による農家の受け止め方についてお聞きをいたします。

今回、令和九年度以降、五年水張りの要件は求めないとされたことで、農家はどのように受け止めているのかお聞きをいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ要件緩和による農家の受け止めについてお答えいたします。

冒頭、委員から御紹介にあったとおり、さきの衆議院予算委員会において、令和九年度以降の水田政策の方向性が示されまして、その中で水活交付金につ

いては、令和九年度以降、五年水張りの要件は求めないということとされました。また、令和七年、八年の対応としても、土壌改良材などの投入など、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象としますよとされたところです。

この方針を聞いて、県内の多くの農家からは、「水張り要件を気にすることなく、麦や大豆、タマネギなどの高収益作物が作付できる」だとか、「水張り要件に対応するために施設園芸をやめる必要がなくなった」など、見直しに安堵される声を聞いているところでございます。

ただ、一方、水張り要件に対応するために、既にハウスを崩してしまった農家もいらつしやるようで、そういった方からは、「そもそも要件が課されなければ施設園芸は続けられていた」などの不満の声も寄せられているところでございます。

以上、お答えします。

○石倉委員Ⅱ次に、今後の県の対応についてお尋ねをいたします。

国からは、五年水張り要件の緩和を含めた水田政策の見直しの方向性が示されております。県では、今後、どのような対応を考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

○川崎園芸農産課長Ⅱ水田政策の見直しの方向性が示されることに伴いましての今後の県の対応ということでお答えさせていただきます。

今回、国から方向性は示されたものの、中を見ますと根本的に見直す検討は、これから本格的に開始するとされております。

このため、この見直しに当たっては、県では、国に対しまして検討内容を早期に示すこと。それと、水田をフル活用する上で重要な品目である麦や大豆、あるいは露地野菜などの高収益作物に対する支援が後退しないようにすることなどを要請していくこととしております。

今後とも、農地を効率的に最大限に活用する生産性の高い佐賀の水田農業が引き続き展開されていくよう、水田政策の見直しの動向を注視しながら、水田農業の振興に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○石倉委員Ⅱ御苦労さまです。川崎課長ね、ここがオール佐賀だよ。国会議員さんも、県も、我々議員も、農協も、そして農家も、一体感の中でやっていくと、このプロセスは大事だというふうに思います。

今回もたまたま、毎年、農業議連には留守会長と一緒にやっているんだけど、何かしつかりつかんで帰ってくるということは、我々にとっても大事なことであるし、何かにつけ、国会議員の先生方とも意見交換を時々しながら、特に見直しの条件等についても、ちゃんと意見交換をせんと駄目だよ。そして、我々、留守会長もおられるから、特に農業議連の勉強会も何回となく重ねて、一番適した五年水張りの要件を改めて確立していくことをぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○古川委員長Ⅱ暫時休憩します。十五時二十分をめぐりに委員会を再開します。

午後三時二分 休憩

午後三時十八分 開議

○古川委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○石倉委員Ⅱ次に、佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」豚処理施設の改修についてお尋ねをいたします。

高性能食肉センター「KAKEHASHI」の豚処理施設については、県内唯一の公設食肉センターとして、今後とも豚肉の安定供給の一翼を担っていただけるようにすることが必要との思いから、昨年六月議会で今後の改修予定について質問をいたしました。

畜産課長からは、老朽化した施設にあっても安定した稼働を継続するため、急ぎ必要な改修を実施すると答弁をいただきました。また、稼働しながらではなく、一旦稼働を停止して改修を行う方法も含めて検討をしていくとも答弁をいただいたところであります。

施設の老朽化は進んでおり、操業を維持するための修繕は一定程度必要ですが、豚の屠畜や部分肉処理を長期にわたり継続していくためには、新たな施設が必要と考えます。また、作業員の労働環境をよくすることから、早急に方向性を定めるべきと考えます。

六月定例議会以降、どのような検討を行ってきたのか、石松課長、お願いします。

○石松畜産課長Ⅱ「KAKEHASHI」豚処理施設の改修について、六月議会以降の検討状況についてお答えいたします。

まず、六月議会の本委員会で石倉委員から御提案のあった稼働を停止しての工事についてですが、「KAKEHASHI」を運営している畜産公社が、以前、隣県の食肉処理施設と調整された中で、どこも、今、受け入れている処理頭数で手いっぱい、「KAKEHASHI」に出荷されている豚を一時的にでも受

け入れることは困難との回答があったこと。また、現在、「KAKEHASHI」を利用して食肉事業者からは、自社専用の加工ができなくなるため、他施設での処理に強い難色を示されていると聞いていたところでございます。

委員からの御提案を受けて、改めて「KAKEHASHI」に出荷している最大の生産者団体に豚処理施設が稼働を停止した場合に対応可能かどうか、問い合わせを行いました。その結果、生産者団体からは、「KAKEHASHI」のほかに豚処理を受け入れてくれる食肉処理施設がないため、対応は困難との回答がございました。豚を出荷する生産者団体、屠畜する食肉処理施設、購買者である食肉事業者、いずれの事業者からも豚処理施設の稼働停止への対応は困難との回答があったことから、稼働を停止しての工事は困難と判断したところでです。

次に、改修の検討状況についてお答えいたします。

現在は、工場を稼働しながら実施可能な改修について、畜産公社や設備・機械メーカーなどと協議を行っているところでございます。改修の方針としては、緊急度が高い設備や機械を優先しつつ、可能な限り費用を抑え、不調、不落ができるだけ生じないよう、施工のしやすさにも配慮して検討を進めているところでございます。

検討の内容を具体的に二事例御説明しますと、まず、機械類、これには例えば枝肉を二つに分割する背割機ですとか、部分肉の塊をパッキングする真空包装機などがありますが、これらについては工場で作するため、現場では据え付け工事だけで比較的短期間で施工可能です。こうした機械類については、必要な能力、機能や工期、搬入方法などを検討しているところです。

二事例目として、枝肉を保管するための冷蔵冷凍設備については、熱源を一カ所に集中設置する現行のセントラル方式のままでは、稼働しながらの工事が難しく、また、工事費が大きくなってしまいます。このため、現在の設備を生

かしながら、個別空調方式の設備を追加することで、稼働しながら費用を抑えた施工ができないかなどについて検討しているところです。

今後は、速やかに整備内容や優先順位を詰め、改修を進めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○石倉委員Ⅱありがとうございます。石松課長、なかなか進んでないね。令和六年六月二十五日に事業費に係る資料を要求したときに、平成三十一年二月の議会では、事業費がおおむね八十億円程度、基本設計の途中段階でいただいています。令和四年の二月議会では百三十三億円、これは事業費、目標ベースやろうばってんが、牛処理施設の実行畜頭、それから汚水処理、豚処理施設等を含めて百三十三億円ですから、今、例えば八十億円としたときに五十何億円では、恐らく百三十三億円では足らんだろう。足らんけれども、豚処理施設を改修せんという、今の状況では冷蔵庫がもてるかなという懸念を持っております。豚処理施設の冷蔵庫が壊れた場合に、操業を停止せざるを得ぬこととなったときには、養豚業者の方も、農家の方も困るというふうに、全体的に止まってしまったときに、じゃ、どうするのと、誰が責任を持つかと。

だから、やっぱりここは思い切って、工事を途中で止めるわけいかんけんが、何とか操業しながら新しい施設を確保して、後、移行していくと。それで、汚水処理施設も見ただけで、結構老朽化しているから、あそこもどうせ換えにやいかん。

だから、そういう点については、しっかりとシミュレーションをして議会に提案をせんと、これだけ要ると。そして、国に対しても、牛の分については、あのときは吉川元農水大臣と、中野元会長と私と池田元副知事と東京で会ったときに、上乘せはしていただいたけれども、今回のことについても、部長ね、やっぱり農林水産部だけじゃなくして、知事部局も、国会議員の皆さん方も、

農協も、我々議会も、とにかくオール佐賀で補助金の確保、なるだけ県費を少なく使っていくようにして汗をかいてみてよかやんね。

だから、そこは僕は必ず必要だというふうに思います。事務方と政治方とは違うけんが、ここは分けてぜひ頑張っていただきたいと思います。できれば目安として六月とか九月ぐらいには方向性について結論を出したいということなので、そこら辺を頭の中に描いておられるならば御披露していただければというふうに思います。どうぞ。

○島内農林水産部長Ⅱ豚処理施設の今後のスケジュール感についてという御質問だったかと思います。

昨年六月に、今後の豚処理施設についてどういう方向性かという問いに対しまして、これまで私ども、畜産公社、それからJAグループと協議を重ねてまいりました。また、県内の養豚農家の経営状況等についても調査をして、畜産公社の従業員の体制、これは人数ですとか労働時間、こういったことも調査をしてまいりました。今現在、一定程度、データの整理ができつつございます。これまでの打ち合わせ結果だとかデータ整理を踏まえまして、そう時間を置かずに豚処理施設については方向性をお示ししたいというふうに考えております。私から以上です。

○石倉委員Ⅱありがとうございます。我々議会にもしっかり情報を流していたでいて情報を共有しながら、あなたたちはイノベーション、技術改革を踏まえてどういうふうにやっていくかという方向性を出す、我々は資金について一生懸命努力をしながら、国から幾らかでも多くの補助金を出していただくような活動をしていくということを約束したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、ノリの安定生産に向けた今後の取組についてお尋ねいたします。

有明海の基幹産業であるノリ養殖は、令和四年度以降、赤潮や少雨による栄

養塩不足により、全域で色落ち被害が発生し、二年連続で日本一の座を逃してあります。今漁期においても、秋芽網期では十二月以降、少雨と赤潮の影響により、全域で色落ち被害が発生し、厳しい生産状況となっております。また、冷凍網期についても、網の張り込み直後から全域で色落ちが発生するなど、例年になく厳しい生産状況が続いております。さらに、今漁期は、このような色落ち被害に加えて、種つけ時期には近年にない高水温の影響により、種がなかなか網につかないなど、漁業者の皆さんは養殖開始直後から苦労されているところであります。

このような状況を見て、私は、ノリ養殖が自然に左右される産業であることを改めて感じたところであります。安定生産のためには、高水温や長期化する栄養塩不足といった近年の養殖環境の変化に対応した取組が重要と考えております。

そこで、次の点について伺いいたします。

今漁期のノリ養殖の状況と対策についての中でノリの生産状況についてですが、秋芽網期から現在までの海況を含めた生産状況はどうなっているのか、横尾水産課長、お願いします。

○横尾水産課長Ⅱノリの生産状況についてお答えいたします。委員が話された内容と少しかぶるかもしれませんが、説明させていただきます。

今漁期のノリ養殖は、十月十七日から開始されております。開始直後、水温が約二十五度と例年より高く、種つけに苦労されたものの、その後、十一月までは水温や栄養等の海況はおおむね順調に推移しました。十二月以降、少雨や赤潮等の影響により、全域で栄養不足による色落ちが発生するなど、秋芽網期の生産は厳しい状況となりました。

一方で、全国的なノリの在庫不足などから平均単価は高く、販売金額は約百五十七億円と、秋芽網期としては過去最高となったところでございます。冷凍

網期は一月二十三日から開始されたものの、栄養不足の状況が継続していたことから、漁場に張り込む網の枚数を通常の八割以内に制限する対策が講じられております。この対策は、残した二割を、今後、海況が回復したときに張り込むといった意図で行ったものであります。しかしながら、冷凍網期開始後も少雨や赤潮等による栄養不足の状況は改善されず、全域で色落ちが発生するなど、秋芽網期の生産も例年になく厳しい状況が続いているというところです。

その結果、二月二十日に行われた第七回までの入札結果の累計では、枚数が約六億二千万枚で、平年比四六%、金額が約百七十二億六千万円で、平年比八五%となっております。これは、秋芽網期が五回、冷凍網期が二回の結果となっておりまして、入札会はあと四回が予定されております。

また、直近の海況ですが、三月一日から四日にかけて佐賀市で約八六・五ミリのまとまった降雨があり、三月四日に実施した有明水産振興センターの調査結果では、調査点の平均の栄養が、前回、二月二十八日の海水一リットル当たり〇・一から一・五へと回復しております。ノリ養殖には五程度が必要になりまして、この調査で河口の調査点では十五・五から二十二・五といった高い数字が観測されておりますので、今後の回復に期待しているところでございます。

以上でございます。

○石倉委員Ⅱ次に、漁期終盤に向けた生産対策について伺いいたします。

漁期終盤に向け、今後、良質なノリが一枚でも多くとれるよう、どのような対応が考えられるのかお伺いいたします。

○横尾水産課長Ⅱ漁期終盤に向けた生産対策についてお答えいたします。

漁期終盤の生産対策として、秋芽網期の開始時に張り込まれていなかった二割の網については、二月二十五日から順次出庫されていますが、そのほとんどの方が当初計画のとおり、海況の回復を待って出庫するというふうに考えられ

ており、今回の海況の回復を見て出庫されるというふうに聞いております。漁業者の方々は、一枚でも多くのノリを生産するため、最後まで諦めずに努力をされている状況となっております。

現在、まとまった降雨により、栄養は回復傾向にあるものの、一方で水温が上昇し、病気が発生しやすい状況にあることから、県有明水産振興センターでは、漁業者の皆さんに対し、海況や病気の発生状況等の情報提供に努め、漁業者の皆さんの最後の頑張りを支えたいというふうに考えております。

以上です。

○石倉委員Ⅱ次に、高水温対策についてお聞きいたします。

近年、温暖化による海水温の上昇により、種つけの開始日が以前より遅くなり、生産期間の短縮につながっていると聞いております。高水温に適応したノリの品種開発が急務と考えておりますが、取組状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○横尾水産課長Ⅱ高水温対策についてお答えいたします。

近年、温暖化の影響により種つけ時期が従来より約二週間遅くなるなど、生産に影響が出ており、このため、高水温に対応可能で、かつ軟らかくて味もよい品種の開発に取り組んできております。今年度は、高水温に強いと考えられる「タネガシマアマノリ」という種類のノリが養殖品種として利用できるかどうか、高水温耐性の有無などの確認を実施しているところでございます。

以上でございます。

○石倉委員Ⅱ次に、色落ち対策についてお尋ねいたします。

今漁期に限らず、近年、赤潮が長期化するようになっており、赤潮による色落ち被害を軽減することがノリの安定生産のために重要と考えます。

そこで、まず一点目、赤潮が発生しにくい環境づくりについてお伺いいたします。

赤潮の発生を抑制するためには、赤潮の原因プランクトンを捕食する二枚貝が重要ですが、近年の頻発する豪雨による低塩分化などの影響により激減している状況であります。このため、二枚貝を早急に増やすことが必要と考えますが、取組状況はどのようになっていますか。

○横尾水産課長Ⅱ赤潮が発生しにくい環境づくりについてお答えいたします。

ノリの安定生産のためには、ノリの生育の障害となる赤潮プランクトンを捕食する二枚貝資源の回復が重要であることから、稚貝の放流や漁場環境の改善等に取り組んできました。特に、近年は豪雨に伴う海水の低塩分化の影響により、激減していますサルボウ等の二枚貝資源の回復に向けた対策も必要というふうに考えております。

今年度については、昨年度に引き続き、二百万個のサルボウ稚貝を、効果的な取組となるよう、豪雨の影響が小さい時期や場所に集中的に放流をいたしております。また、底質の改善に向けた千五百ヘクタール規模での大規模な海底耕うん等を実施しております。さらには、今年度、低塩分に強い「スミノエガキ」等にも取り組んでいるところでござります。

以上でございます。

○石倉委員Ⅱ次に、赤潮などの海況予測システムの開発についてお聞きをいたします。

色落ち被害を軽減するためには、赤潮の発生や発生後の動きを予測し、養殖管理に活用することが重要と考えますが、取組状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○横尾水産課長Ⅱ赤潮等の海況予測システムの開発についてお答えいたします。

近年、赤潮が、過去にあまり例のない養殖開始直後から発生し、かつ長期化するなど、赤潮の発生パターンが複雑化しており、これまで開発してきた赤潮の発生予察技術の精度が低下しております。

このため、今年度から大学等の協力を得て、これまでよりも手法を高度化させた赤潮の動きや水温、塩分などの海況を高精度に予測できる海況予測システムの開発に取り組んでいるところでございます。水温や塩分に関しては、予測技術の開発が進んだことから、このシステムを用いて、今漁期から予測情報の提供を試験的に開始したところでございます。

以上でございます。

○石倉委員Ⅱ横尾課長、このシステムはいつ頃大体取りまとめができますか、使われるようになりますか。

○横尾水産課長Ⅱ海況システムの取組状況について、実際、今年度の採苗日を決めるに当たっての情報として、有明水産振興センターから実際に予測技術で出された水温、塩分の情報を提供して活用してもらっています。

以上です。

○石倉委員Ⅱ精度の高いシステムをせんと。よろしく願います。

そこで、今後の取組についてお尋ねをいたします。

気候変動の影響による近年の養殖環境の変化を踏まえ、ノリの安定生産に向け、今後どのように取り組んでいくのか伺いをいたします。

○横尾水産課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

気候変動の影響による環境変化は今後も続くと考えられ、また、さらなる水温の上昇や豪雨の頻発も想定されることから、ノリの安定生産のためには気候変動を踏まえた対策が必要と考えております。

高水温対策としては、佐賀大学等と連携し、遺伝子解析技術を活用することで高水温に対応可能なノリの新品種の開発を加速化させることとしております。

色落ち対策としては、二枚貝資源の回復に向けて稚貝の放流や漁場の環境改善などを継続して行うとともに、豪雨の影響を受けにくく、成長が早くておい

しい「スミノエガキ」について、より効果的な採苗技術の開発等を行い、積極的に資源を増やしていくこととしております。

また、海況予測システムの開発につきましては、九州大学等と連携し、赤潮データの蓄積や解析を進めることで、赤潮の発生後の動き等に関する予測技術の早期開発、精度の向上等を目指していきます。

今後とも、漁協や国、大学等との連携をさらに強め、漁業者が将来にわたって安心してノリ養殖が営めるよう、ノリの安定生産に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○石倉委員Ⅱありがとうございます。横尾課長ね、センターもやけど、一体の中で、有明海のノリを含めた有明海再生について努力をさせていただいておるのは、我々もよく分かっております。ただ、一つのメカニズムというのは、高水温対策とか、色落ち対策とか、赤潮が発生しにくい環境づくりとか、こういうことは、メカニズムは大体分かっているんだから、何とか技術開発をしながらでも早期に対応策ができるようにしていかなと、この繰り返しになったときに、安定生産がでけんという、ノリの若手後継者の方もいなくなる。それじゃ生産体制がとれない、人がいなくなれば。だから、そういうことを踏まえて、どうぞ、緊急性をもって、温暖化とか、そういうことに強いノリを開発するように努力をさせていただきたいと思えますけれども、部長、どうですか。

○島内農林水産部長Ⅱ気候変動に伴う高温化対策について、今後、どう考えていくかというふうな質問だったかと思えます。

委員おっしゃるとおり、気候変動に伴いまして災害等も頻発、激甚化しておりますし、有明海の環境も大きく変わってきているというふうな認識しております。

先ほど、水産課長が答弁しましたとおり、高水温にも適応できるような新品

種のノリの開発について、今、試験場でも取り組んでもらっています。そのスピード感をなるべく上げられるようなことで本庁としてもバックアップしていきたいと思っています。

以上でございます。

○石倉委員Ⅱありがとうございます。なかなか大変だと思われるけども、イノベーションをしっかり和確立しながら、メカニズムを解析して、いいノリが安定的にとれるように、魚介類を含めた中で有明海の再生をしていかんばいいかぬと思いますから、引き続き御努力をお願いいたします。

最後に、二十周年を迎える九州シンクロトロン光研究センターの今後について、井手部長にお伺いいたします。

本県には、九州シンクロトロン光研究センターという最先端の研究施設があります。私どもは、施設の立ち上げ時期から関わっておりますし、昨年度九月議会の常任委員会で視察に行かせていただきました。大変すばらしい施設だと改めて確信をしたところであります。

九州シンクロトロン光研究センターでは、これまで工業分野はもちろん、農林水産分野においてもシンクロトロン光を利用した課題解決や技術開発の研究を進めてこられました。例えば、「サガンスギ」の強さの解明や、佐賀のりの色落ちの解明、佐賀のりの特徴である軟らかさの解明といった課題解決にシンクロトロン光の利用が期待されて、一定の成果を上げたものもあります。

そのような中、来年度、九州シンクロトロン光研究センターは、開設二十周年を迎えると聞いております。私は、今後も農林水産業を含めた産業の発展のために、多岐にわたり九州シンクロトロン光研究センターを利用してもらいたいと思っております。

九州シンクロトロン光研究センターを今後どのように考えておられるのか、部長の考えをお聞きたいと思ひます。

○井手産業労働部長Ⅱ私からは、二十周年を迎える九州シンクロトロン光研究センターの今後についてお答えいたします。

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターは、産業や学術分野でシンクロトロン光を利用した分析、解析を行う施設であり、来年度で二十周年を迎えます。先端研究の拠点であるこの施設は、地域産業の高度化に貢献しております。特に、ここ十年ほどで様々な分野での利用が拡大しました。委員からも幾つか御紹介いただきましたけれども、例えば、工業分野では最先端の半導体ウェーハ研究、農林水産分野では突然変異による花卉の新品種育成や佐賀のりの柔らかさの解析、解明など、多くの成果を上げております。

また、昨日、この常任委員会でも御視察していただきました大きな可能性を持つダイヤモンド半導体につきましても、品質の検査、具体的には製作されたダイヤモンドドウェーハの炭素の配列の検査で利用されております。この環境は大切にしていきたいと思ひます。

さらに、「サガンスギ」の強さの要因をシンクロトロン光で解明したことを契機に、今年度から国立研究開発法人である森林総合研究所林木育種センターとの共同研究も開始しました。新たな研究組織との連携を広げ、様々な取組を進めていきたいと思ひます。

加えて、稼働から二十年目を迎え、長期的な安定運用を目指して、令和五年度からシンクロトロン光発生基幹部位である光源部機器などの更新を計画的に進めております。

今後、九州唯一の施設という強みを生かして、県内企業や大学を中心に、コディネーターの取組なども通じて、他県企業などの利用拡大を図るとともに、委員おっしゃるとおり、多岐にわたって地域課題の解決や新産業の創出、地域産業の高度化に取り組んでまいりたいと思ひます。

私からは以上です。

○石倉委員Ⅱ大変ありがとうございました。どうぞ、宝の持ち腐れにならないごと、大学とも連携しながら、ぜひ有効利用をしていただければ大変ありがたいと思います。

以上で終わります。

○古川委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。
暫時休憩します。

午後三時五十二分 休憩

午後三時五十三分 開議

○古川委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっております。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○古川委員長Ⅱまず、甲第一号議案中本委員会関係分、甲第四号議案、甲第五号議案、甲第九号議案から甲第十一号議案まで三件、甲第十七号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第二十一号議案、甲第二十二号議案、甲第二十六議案から甲第二十八号議案まで三件、甲第三十四号議案、乙第十六号議案、乙第十七号議案、乙第二十二号議案、乙第二十五号議案及び乙第二十八号議案、以上十九件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上十九件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○古川委員長Ⅱ最後に、十一月定例議会から引き続き審議中の

一、産業労働行政について
一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これをもって、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。どうも御苦勞さまでした。

午後三時五十六分 閉会

速 記 者 石 川 裕 子